

1 同和教育の理念や成果をふまえた人権教育の充実に向けて

(1) 人権教育の目的

《目的》

「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

この目的を達成するため、次の点を目標としています。以下の目標に対する取組は、教科等指導や生徒指導、学校経営等あらゆる教育活動を通じて総合的にを行います。

《目標》

● 自尊感情を高め、自他の価値を尊重する意識を育む

自分や他者を尊重しようとする感覚や意思は、自らが一人の人間として大切にされているという実感がもてる環境の中で育まれます。差別やいじめ、厳しい生活背景等の影響によって、自分のもっている能力を発揮できずに自己実現が阻まれることがあってはなりません。

そこで、一人ひとりが自分に誇りをもち、自分らしく生きようとする態度を身につけられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係をつくることが重要です。また、そうした豊かな人間関係を基盤に仲間とともに、まわりの人からの偏見等によって強いられた困難な状況を解決する方法について考え出せる技能を育むことも大切です。

● 人権について理解と認識を深める

差別や人権侵害を見抜くために、一人ひとりが、人権の普遍的価値や自分自身の権利について理解するとともに、さまざまな人権問題の解決に必要な知識を身につけることが重要です。

必要な知識として、例えば、「自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解」や「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」「憲法や関係する国内法及び『世界人権宣言』その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識」等があります。

● 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育む

人権問題を解決するための実践行動は、知識的側面だけでなく、価値的・態度的側面、技能的側面の3側面の資質・能力(P.10を参照)が結びつくことによって可能となります。

そのため、価値的・態度的側面であれば「人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感じる感覚」や「自己についての肯定的態度」、技能的側面であれば「人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」や「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」等の資質・能力を身につけることが重要です。

(2) 同和教育の理念や成果をふまえて

部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成をめざして同和教育(★)が始められました。そして、これまで、次のような理念や成果を継承・発展させながら取組が進められてきました。

● 子どもを取り巻く実態から教育課題をとらえてきたこと

子どもの姿を、その生活背景や地域の実態と共にとらえる中で、子どもや保護者の願い、そして、それらが差別等により妨げられていることを明らかにしてきました。願いの実現を阻んでいるものを取り去り、子どもが自らの将来を切り拓いていく力を身につけるための取組を進めるには、人権に関わる子どもを取り巻く実態を的確に把握し、教育課題を明確にすることが不可欠でした。

● 子どもの教育を受ける権利等を保障してきたこと

差別等を背景とする、子どもの長期欠席や不就学、不採用を克服する取組は、日本国憲法の理念を実現しようとするものでした。その中で、基礎学力の保障、奨学金制度の整備、公正な採用選考等、さまざまな取組が進められてきました。

● 一人ひとりが認められる仲間づくりを進めてきたこと

「つづる」「語る」(P.64*1を参照)活動や子どもの自主的な活動を支援する取組等をとおして、集団の中で個が生かされ、共に生きることを重視した仲間づくりが進められてきました。一人ひとりの子どもが疎外されることなく、集団の中で自分らしさをいきいきと表現し生活していること、また、互いの願いや悩み、中でも、差別とどのように関わっていくかを共有し、課題の解決に向けて共に考え、行動できること等を重要な視点としてきました。

● 学校・家庭・地域が一体となった推進体制を確立してきたこと

学力保障や進路保障等、学校におけるさまざまな取組が進められてきましたが、それらの取組は家庭・地域等の多くの人々に支えられてこそ、その効果が十分発揮されます。このことから、学校・家庭・地域等が一体となった推進体制づくりが進められてきました。

● 教職員としての資質と実践力の向上を図ってきたこと

これまで、教職員が人権問題に対する認識を深め、差別解消に向けて取り組むために、研修等が積極的に進められてきました。地域の実態から学んだり、人権侵害を被っている人や差別解消のために取り組んでいる人等から話を聞いたりすること、生活体験から自分と人権問題との関わりを見つめ直すこと等が、教職員に自己変革や気づきをもたらすことを明らかにしてきました。さらに、具体的な教育実践の交流等が、取組を進めるうえでの貴重な視点を示してきました。

今後も、このような同和教育の理念や成果を重要な柱に据え、多様な子どもたちを誰一人取り残さないよう人権教育を発展させていくことが重要です。

(3) 人権問題を解決するための具体的な実践行動につながる教育を

生活や経験から自分と人権問題との関わりを見だし、さまざまな人権問題が存在する社会に自分はどう向き合うかを考えることで、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、それらを解決したり、自分の生活や社会の状況を変えたりしていこうとする意識を育むことが重要です。

その意識を自他の人権を守るための具体的な実践行動ができる力につなげるためには、こうした価値的・態度的側面だけでなく、人権や人権に関する知識(知識的側面)や問題を解決するための諸技能(技能的側面)に関わる資質・能力をバランスよく育成することが求められます。これらの3側面に関わる指導を相互に関連づけながら、人権教育推進計画等に基づき、あらゆる場と機会を活用して系統的に人権教育を推進することが重要です。

こうした取組を進めるためには、教職員自身が人権問題を解決する責務を自覚し、子どもと共に学ぶ姿勢を大切にしながら、日常的に自らの人権に関する認識の深化と、人権意識の向上に努めることが不可欠です。

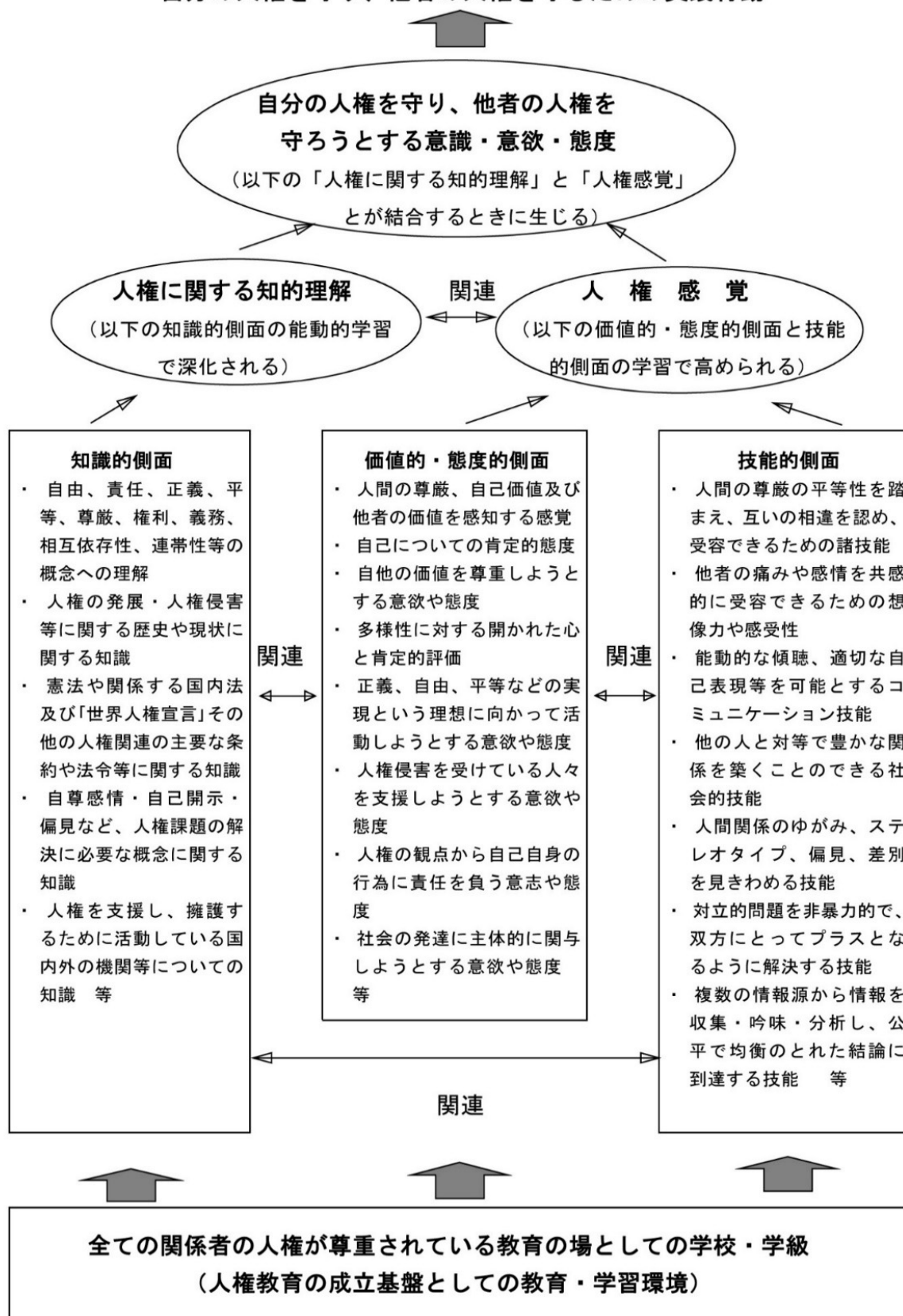
★₁ 同和教育

三重県では、1973年に「社会のなかに根づよく残っている不合理な部落差別を認めない人権尊重の精神に貫かれた人間を育てること」を中心課題として、「三重県同和教育基本方針」を定め、同和教育を推進してきました。2009年には、1999年に策定された「三重県人権教育基本方針」と一元化する形で「三重県人権教育基本方針」の改定が行われました。

なお、文部省が1994(平成6)年に発行した「学校における同和教育指導資料 学校における同和教育の推進と差別事象に関する指導について」においては、同和教育は、「同和問題に対する正しい理解と認識を深め、社会に根強く残る不合理な部落差別を許さない人権意識の確立を図るもの」であり、また、「同和問題の解決のみならず、同時にすべての人々の基本的人権を保障することをめざす教育を実現していくことでもある」としています。

【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」
自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



文部科学省：人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（2008〔平成20〕年）より抜粋

2 すべての人がもつ権利について学ぶ取組

(1) すべての人がもつ権利の保障に向けて学ぶ必要性

2000(平成12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、2002(平成14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画(*1)」が策定されました。2015年の国連サミットでのSDGs(*2)の採択や、「子どもの権利条約(*3)」の理念をふまえた2022(令和4)年の「こども基本法」等の制定により、国内外ともに人権尊重の機運が高まってきています。「人権教育・啓発に関する基本計画」も改定されようとしており、それに向けて出された「『人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究』有識者検討会報告書(*4)」では、「なぜ差別してはいけないのか」を真に理解するためには、日本国憲法や世界人権宣言等の趣旨をふまえ、子どもの発達段階に応じて「『人権とは何か(★2)』」ということをつかりやすく伝えていくことと、「全ての人々が権利の享有主体であるということ」を認識したうえで行動することができるようにしていくことが必要であると指摘されています。

しかしながら、県が実施した2021(令和3)年度の「人権問題に関する教職員意識調査」(以下、「教職員意識調査」)において、「子どもの権利条約」について「人に説明できる」を選んだ人は15.8%、同年度の「三重県子ども条例に基づく調査」において、子どもの4つの権利(*5)について「名前も内容も知っている」を選んだ子どもは10%程度(*6)にとどまっているという状況があります。

こうしたことから、「人権とは何か」を理解するとともに、自分自身が権利の主体であることを認識し、権利を行使できる力を育む教育を進めていく必要性が高まっています。

また一方、これまでの人権教育によって「差別や人権侵害をしてはいけない」という認識は定着していますが、子ども一人ひとりが「差別や人権侵害が自分とどう関わっているのか」「差別や人権侵害をなくすには自分がどうすればよいのか」を認識する取組については不十分であり、課題となっています。県が実施した生徒アンケート結果(*7)から、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思っている生徒が90%以上いるにもかかわらず、その中の半数以上の生徒が「何ができるかわからない」と思っていることがわかっています。

子どもが、自分や家族を否定的にとらえたり、同級生等を信頼できなかったりするようなどときには、その子ども自身の人権が侵害されている可能性も想定する必要があります。しかし、子どもはその状態を「自分や家族の責任」と思い込み、そのまま済ませてしまっていることがあります。そのようなときに、差別を受けている人の生い立ちや体験について学んだり、思いを感じたりすることによって、子どもは自分にも似たような体験や思いがあることに気づいていきます。このようなことをとおして、「自分の体験や思いは自分や家族の責任ではなく、まわりにある差別が原因で、その原因をなくす必要がある」と気づくことは、自分と差別との関わりを考える意義の一つになります。

また、子どもはそのような立場だけではなく、社会的に有利な立場に立っていることも多くあります。そのことを子ども自身が自覚できていない状態で誰かを助けようと「思いやり」や「やさしさ」で行動すると、逆に人を差別したり追い込んだりしてしまいかねません。例えば、ある子どもが、友だちに目的地へ安全に行けることを願って、「あの辺りはこわい所と聞いたから、通るときは気をつけてね」と言ったとします。この発言は、仮

に相手への「思いやり」や「やさしさ」としての行為だとしても、その場所に住んでいたり関係したりしている人々への差別を温存し、さらに助長・誘発する行為になります。

このような差別を認識し解消していくためには、「差別とは何か(★₃)」を理解するとともに、多様な他者と共生する社会の一員であることを自覚し、差別解消に向けた視点をもつ学習が必要です。

- *1 この計画では、人権教育の手法として、法の下での平等や個人の尊重といった人権一般の「普遍的な視点からのアプローチ」と、具体的な人権問題に即した「個別的な視点からのアプローチ」が示され、この両方向の学習を行うことで、人権尊重の理解が深まるとしている。
- *2 2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。
- *3 1989年に国連総会で採択され、日本は1994年に批准した。
- *4 法務省委託。2024(令和6)年、人権教育啓発推進センターからの報告書。
- *5 生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。「子どもの権利条約」は全54条あり、この中の4つの権利。
- *6 小学5年生で5.3%、中学2年生で6.6%、高校2年生で14.2%であった。
- *7 2024(令和6)年度 人権学習・人権問題についての生徒アンケート(三重県：県立学校最高学年の生徒)結果より、「差別をなくすために何かできることをしたい」に「そう思った」「ややそう思った」を選んだ94.0%の生徒のうち、「差別をなくすために何ができないかわからない」に「そう思った」「やや思った」を選んだ生徒の割合は57.0%であった。

(2) 具体的な取組

● 人権についての認識を深め、自分自身が有する権利を行使できる力の育成

子ども自身が権利の主体であることを認識し、権利を行使できる力を育むためには、まず、教職員が子どもを権利の主体として尊重し、子どもの人権が尊重される環境をつくることが重要です。そうした環境の中で、子どもの発達段階に応じて系統的に、日本国憲法や世界人権宣言、「子どもの権利条約」や「こども基本法」等の趣旨や内容についての学習、具体的な場面を設定して自らもつ権利を守る技能を高めるための学習を展開する必要があります。その際、身近なところで保障されている権利を例示するなど、日常生活の中で権利が守られていることを子どもが実感できるようにすることが重要です。そして、学校教育において子ども自身が権利を行使できる場面を保障したり、権利を行使する手段について支援したりすることが大切です。

● 社会の一員であることを自覚し、差別解消に向けた視点をもつ学習の推進

多様な他者と共生する社会の一員であることを自覚するためには、すべての人が生まれながらに享受すべき基本的人権が侵害されている人や差別をなくそうと取り組んでいる人の体験や思いに触れ、差別と自分との関わりを見いだす学習を展開することが重要です。また、「差別とは何か」や特権(*8)、マイクロアグレッション(*9)についての学びをとおして、差別の多くは明確な悪意や差別的な意図なく発生すること、差別を温存し助長しているものは社会に存在するさまざまな意識や慣習、制度の中にあり、自分もその社会をつくっている一員であることに気づけるようにすることが必要です。さらに、「機会の平等」と「結果の平等」の違い(*10)や、積極的に格差を是正する施策(*11)を行う必要性等についての学びをとおして、差別をなくすためには、被差別の立場に置かれた人に不利益をもたらす仕組み(法律や制度等)を見抜き、それを変える必要があることに気づけるようにすること(*12)が重要です。

- *8 生まれながらの属性によって、努力せずに得ている有利さ。人権に関わっての特権。
- *9 日常生活の中で発生している差別的言動。そのような言動をする側の人には相手を傷つけたり差別したりする意図はない場合も多いが、される側の人には「侮辱・疎外」といったメッセージとなる。
- *10 「機会の平等」は形式的平等のことで、生まれながらの属性等に左右されず、誰にとっても教育・就労等の機会が開かれているべきという考え方。「結果の平等」は実質的平等のことで、その属性等の集団間での教育・就労等の結果に格差がある実態について、その縮小や解消をめざすべきという考え方。つまり、「機会の平等」は入口での平等を、「結果の平等」は出口での平等を、保障しようとする考え方。人権教育は「機会の平等」とともに「結果の平等」もめざす取組。
- *11 アファーマティブ・アクションとも呼ばれる積極的差別解消策。人権侵害を被っている人々に対して、差別等による不利益をなくしていこうとする特別な改善措置。例えば、入学者や採用者に女性・外国人・障がい者を一定の割合で設定する措置、車椅子利用者や高齢者、乳幼児を連れた人等のためのエレベーターの設置、経済的な理由等で進学が困難な人に向けた奨学金制度、同和対策事業施行期間における住宅地区改良事業・小集落地区改良事業や同和対策高等学校等進学奨学金制度。
- *12 例えば、個別的な人権問題に係る学習に関しては、「子どもの権利条約」について学び、自分たちのもっている権利をもとに校則の見直しに向けて考える学習や、ジェンダー・ギャップ指数から日本の経済領域の男女差が大きい理由を調べる中で、女性に非正規労働者が多い現状や正規労働者どうしても男女に賃金格差が生じている現状を改善するための法律や制度が必要なことを学ぶ学習、男性の育児休業取得に消極的な職場の慣行を改善するための条件について考える学習、身体障がい者やLGBTQ等の当事者、高齢者が過ごしやすい学校や地域の環境整備に向けて考える学習、ハンセン病元患者等に対する差別を強くした「らい予防法」や「無らい県運動」の影響が現在にも残っていることについて学び、差別をなくすための施策について考える学習。

★₂ 人権とは何か

人権とは、人間であるというだけですべての人に認められる権利です。人権は英語の「human rights」を和訳したのですが、注目すべきは「権利」が「rights」と複数形になっているところです。このことから、人権とはいくつもの権利の総称でもあることがわかります。

この人権について、2011年に国連でつくられた「ビジネスと人権に関する指導原則（*13）」の第一の柱に「人権を保護する国家の義務」があります。ここでいう国家とは、国につながる組織・団体も含むため、地方自治体はもちろん、学校も人権を守る義務があるということです。また、第二の柱に「人権を尊重する企業の責任」があります。このことから近年、企業も人権を守るための責任を積極的に果たそうとしています。人権が法律等に定められていくには、人々が議論を重ねることが必要です。これまでも、人々の議論によって人権に関する法律等がつけられたり改正されたりしてきました。人権とは、今ある法律等に記された内容にとどまらず、人々の議論によって広がるものなのです。

1948年に国連総会で世界人権宣言が採択されました。その前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と、すべての人の人権を守ることを公的に示しました。この宣言によって、人権は世界共通の概念となりました。宣言自体に法的な拘

束力はありませんが、その後、国際的なルールづくりによって宣言の理念を実現するため、多くの人権条約が生み出されてきました。そして、条約に批准した国では、条約の内容に従い、人権を保障するための法律や制度が着実に整備されていっています。

特に、国際人権規約では「内外人平等」が原則とされ、例えば「日本ならば日本国籍をもっていなくても、人権については同じように保障される」と定められています。「子どもの権利条約」では、4つの一般原則として、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重、を打ち出しました。また、「障害者権利条約」では幅広く差別禁止を定めたほか、国連ではこの条約をきっかけに「人権モデル(P.19*2を参照)」を打ち出しています。これら以外にも30を超えるさまざまな人権条約があり、重要な事項を定めています。

日本において人権を説明する場合、日本国憲法第三章の条項にさまざまな権利が定められています。そこに明記されている権利から挙げると、法の下での平等、自由権(思想・良心、信教、表現、学問の自由[精神の自由]、職業選択や居住・移転の自由[経済活動の自由]、奴隷的拘束からの自由[身体の自由])、参政権(選挙権、被選挙権等)、社会権(生存権、教育を受ける権利、勤労する権利、労働基本権(*14))等になります。これらの権利が実際に保障されるためには、さらにさまざまな場面における個々の権利が保障されることが必要となります。例えば、職業選択や居住・移転の自由、生存権、勤労する権利等が保障されるためには、必要なときに交通機関にアクセスすることができ、自由に移動ができる「交通権」が保障されていることが不可欠です。

国際人権諸条約においては、日本国憲法に示されているよりもさらに幅広く具体的な権利を保障すること(*15)が求められています。

人権を理解し使いこなすためには、これらさまざまな権利の関係を読み解き、相互の関係を整理できるようになる必要があります。

*13 次の3つの柱から構成されている。①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス。

*14 勤労者が①団結する権利(団結権)、②使用者と団体交渉する権利(団体交渉権)、③ストライキ等の団体行動をする権利(団体行動権・争議権)のこと。日本国憲法第28条で保障されており、「労働三権」ともいう。

*15 例えば、「障害者権利条約」の第27条「労働及び雇用」では、均等な機会、同一価値の労働についての同一報酬等、公正かつ良好な労働条件で雇用することだけでなく、障がい者が効果的な職業紹介サービスや職業訓練、他の継続的な訓練を受けられるようにすること、障がい者による起業を促進すること等を締結国に求めている。これらは、日本国憲法の第27条で定めている「勤労の権利と義務」を、障がい者に対して実質的に保障するためのものである。

★₃ 差別とは何か

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(*16)」(以下、「人種差別撤廃条約」)では、「人種差別」を、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義しています。つまり、この条約では、人権を侵害することを「目的」としているものだけでなく、意図的かどうかにかかわらず結果として不当な区別や排除等につながっている行為も「差別」としています。

「差別解消条例」においても「人種差別撤廃条約」等を参考にして「不当な差別」を定義しています(*17)。

近年、差別について、ヘイトスピーチ等の「明確な悪意や差別的な意図をもって行われるもの」(攻撃的差別)はもちろん、「明確な悪意や差別的な意図をもっていなくても結果として差別になるもの」(無関心差別)についても注目されており、マイクロアグレッション等の視点をもつことの重要性が高まっています。

*16 「人種差別撤廃条約」は1965年に国連総会において採択された。日本は1995年に批准した。

*17 2022(令和4)年に制定された条例。第2条(定義)において、「不当な差別」を「人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう」としている。なお、この「不当な差別」の定義については、条例の逐条解説において「女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、人権に関する他県等の条例など」を参考にしたと明記されている。

3 個別的な人権問題に対する取組

部落問題

(1) 現 状

国は、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申(*1)」を受けて1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、30年余りにわたってこの法律に基づくさまざまな事業を実施しました。県においても、住宅や道路をはじめとする生活環境の基盤整備、部落差別を背景とした教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力や進路を保障する教育集会所(P.77*2を参照)等の設置や、人権意識を高めるための教育・啓発等の取組が進められました。2016(平成28)年に、国は部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」)を制定しました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを明示しています。そして、国及び地方公共団体が部落差別の解消に関する施策を講じる責務があることを明示し、教育・啓発を実施するよう規定しました。この法律にのっとりた取組を進めることにより、すべての学校において部落差別の解消に資する取組が求められています。

同和地区に関する識別情報(*2)をはじめ、偏見や差別を助長する情報がインターネット(以下、ネット)上に流布されています。この状況に対して、2001(平成13)年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」)が、2024(令和6)年に改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(以下、「情報流通プラットフォーム対処法」)と名称が変わり、大規模プラットフォーム事業者に書き込み削除の申出に対する対応の迅速化とその運用の透明化等が義務づけられました。

こうした法整備と並行して、民間の取組として、2022(令和4)年に署名活動等により大手ネット関連企業が部落差別を助長する動画を削除しました。また、2023(令和5)年に東京高等裁判所控訴審判決は「全国部落調査」復刻出版差止請求裁判において、「差別されない権利(*3)」を認め、特定の地域を公表する行為により不安を感じながら生活を送らざるを得なくなることを人権侵害とする判決を出すなど、部落差別を容認しない社会の気運は高まってきています。

しかしながら、県が実施した2022(令和4)年度の「人権問題に関する三重県民意識調査」(以下、「県民意識調査」)や2021(令和3)年度の「教職員意識調査」では、土地購入(*4)や結婚等に関わって差別意識が根強く残っていることが明らかになっています。学校においても、部落問題の解決に必要な知識や人権感覚が身につけていなかったり、部落問題と自分との関わりが見いだせていなかったりすること等に起因する差別事象が発生しています。

両調査からは、人権問題に関する学びを重ねていたり「部落差別解消推進法」等の法令について内容を理解していたりする人ほど人権意識が高い傾向にあることも明らかになっており、部落問題についての認識(*5)を深める取組の充実が求められています。

*1 政府によって1960(昭和35)年に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの部落問題の解決のための基本的方策についての諮問に対して答えたもの。この答申は、現在も政府の部落差別解消に向けた施

策の基本に据えられている。部落問題を解決することは国民全員の課題であり、国が責任をもって取り組まなければならないこと等が明記されている。「同対審答申」と略されることがある。

- *2 法務省は地方法務局に対し2018(平成30)年に発出した「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」において、特定地域を同和地区であると明示していれば、原則として削除要請等の措置の対象としている。なお、ここでは、この通知の表記「同和地区(被差別部落)(以下、単に「同和地区」という)」に合わせて、同和地区と表記している。

同和地区とは、被差別部落をさす行政用語。「同和対策事業特別措置法」では「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と明記されている。

- *3 東京高裁は、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する」とした。
- *4 「もし仮に、あなたが、住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段等、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その家のすぐ近くに次のような条件があることがわかった場合、あなたはどうしますか」の質問に対し、「物件(住宅)が同和地区内にある」場合に「どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない」と回答した割合は、県民では全体の33.7%、教職員では全体の8.7%であった。近年においてもこれに関わる差別事象が発生しているため、現実には部落差別に関わる場面に直面したときに差別を解消する側に立った行動ができるかどうか、普段から自分自身の中に潜む差別心と向き合い、「差別をなくす行動ができる自分」であるかを振り返ることが重要である。
- *5 「教職員意識調査」から、特に若い世代の、部落差別があるかどうか「わからない」と回答した人の割合の高さや、「水平社宣言」「同和対策審議会答申」「全国高等学校統一用紙」(以下、「統一応募用紙」)等に対する認知度の低さ等が明らかになっている。

(2) 推進の視点

- 部落問題の解決を自分の課題ととらえ、不当な差別のない社会の実現に展望を見いだし、部落差別をなくすための実践行動をしようとする子どもを育むこと
- 差別に起因する教育課題を明らかにし、子どもが将来への展望をもてるように、子どもの進路に対する意欲や学力を高める取組を軸に、進路を切り拓く力を養うこと
- 部落差別を温存し助長する社会をつくっている自らの意識に気づき、自分自身の生活や社会の状況を変えようとする意欲・態度、技能を育むこと

(3) 具体的な取組

- 部落問題に対する理解と認識を深め、差別解消への展望をもてる学習の充実
部落差別の現状、差別の解消に向けた取組の歴史や法整備の進展、現在行われている取組等についての学習をとおして、差別解消への展望をもてるようにすることが重要です。そのためには、これらの学習を子どもや地域の実態に応じて、人権教育推進計画や人権教育カリキュラム等に位置づけ系統的に進めることが大切です。
- 部落問題と自分とを重ね合わせることをとおして、関わりを見いだす学習の展開
被差別の立場に置かれた人や部落差別の解消に向けて取り組んできた人の思いや生き方を知り、自分自身の生き立ちや自分の中にある差別意識、「いつ差別されるかわからない」という不安や「差別をなくしたい」という思い等と重ねて考えることをとおして、部落問題と自分との関わりを見いだすことのできる学習を展開することが重要です。
- 部落問題の解決への意欲と行動力を育む学習の展開
部落差別の解消に向けて活動している施設への訪問や外部講師との出会い等を設定して、差別の解消に向けた具体的な活動等を体験的に学ぶことが重要です。また、部落問

題に関する具体的な場面を設定して、差別に対しどう行動するかを出し合い、複数の選択肢を共有するような学習も重要です。さらに、部落問題について学習したことをもとに、子どもが主体となって、仲間、家族、地域住民等へ発信したり話し合ったりする機会を設け、その解決への意欲と行動力を高めることも大切です。

● 部落問題を解決するためのメディア・リテラシーを育成する学習の推進

ネット上を中心に部落差別を助長・誘発するような情報が流布されている状況に対し、メディアを読み解くために、部落問題の解決に必要な知識を身につける学習を推進することが必要です。また、ネットを活用した署名や不適切な書き込みや投稿等への違反報告、SNSを通じての呼びかけ等、差別をなくすためにメディアを活用する技能を育む学習を推進することも求められています。

● 子ども、家庭・地域の実態に基づく取組の推進

家庭訪問、保護者懇談会等の機会を活用したり、人権教育推進協議会等と連携したりして、子どもの身近にある部落問題に関わる意識や実態を把握し、教育課題を明らかにすることが必要です。それらの課題をふまえ、子どもが差別を見抜き、なくしていく力を身につけるための取組が重要です。

● 家庭・地域との連携と信頼関係の構築

家庭・地域と連携し、部落問題を解決するための教育を進める必要があります。学校での取組内容を保護者や地域住民に公開したり、PTA活動の場等で協働した取組を進めたりすることにより、家庭・地域と共通理解を図るとともに信頼関係や協力関係を築くことが重要です。さらに、それぞれの取組を通じて部落問題に関する認識や差別の解消に向けた意識を広めていく中で、地域ぐるみの推進体制を確立していくことも大切です。

● 進路を切り拓く力の育成

教育的に不利な環境のもとにある子どもをはじめ、すべての子どもに学力と進路を保障することが重要です。そのためには、子どもの実態を把握し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境づくりを進める中で、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることが必要です。また、「教科書無償の運動(P.59 ★₅を参照)」や「識字学級(P.60 ★₆を参照)」等を教材とした学習をとおして、自らの教育を受ける権利を大切にする態度を育み、学ぶ意欲を引き出すことが重要です。さらに、キャリア教育(P.73 *4を参照)等をとおして、「統一応募用紙制定の取組」等の教材から公正な採用選考の必要性について理解を深めることや、これらの取組に関わった人の生き方から、差別をなくすための認識を深めたり生き方を考えたりすることが重要です。これらから、進路を主体的に切り拓く実践力を養うことが必要です。

● 教職員の資質向上と校内推進体制の確立

「差別の現実から深く学ぶ」という同和教育が大切にしてきた原則をもとに、部落問題と自らの関わりを見つめ、自らの意識や行動を振り返ることが重要です。そのためには、教職員が研修・実践を重ねる中で部落問題の解決に向けて学び続けられるよう、管理職や担当者を中心に教職員が一体となった校内推進体制を確立し、組織的・系統的に取組を進めることが必要です。

障がい者の人権に係る問題

※ 県では、「害」という漢字のもつマイナスの印象や、これを不快に思う人がいること等から、県の公文書や広報誌、ホームページ等における「障害者」の表記を「障がい者」と表記している。このことについては、さまざまな意見や議論があり、県内外の団体等によって表記が異なっている。法律や国の制度等については漢字表記となっている。

(1) 現 状

国においては、2013(平成25)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)制定等を経て、2014(平成26)年に「障害者権利条約(*1)」を批准しました。この条約は、障がいの「社会モデル(*2)」の考え方に基づいており、無差別及び、障がい者の社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を原則として定めています。また、障がい者に対して「不当な差別的取扱いをすること」だけでなく、「合理的配慮(*3)をしないこと」も差別であるとしています。2021(令和3)年には「障害者差別解消法」が改正されました。それに伴い、「合理的配慮の提供」がこれまでの行政機関等に加え、2024(令和6)年より、事業者(*4)にも義務づけられました。県では、2019(平成31)年に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(*5)」等(*6)を制定し、対話を通じた合理的な配慮等を行うことで、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりに取り組んでいます。

しかし、社会には依然として、障がいの「個人モデル(*2)」の考え方をはじめ、障がい者が権利を行使することを妨げる社会的障壁(*7)が存在しています。学校においては、子どもたちの間で障がいに関する無知や障がい者に対する偏見に基づく差別的言動等が多く発生している状況です。また、「教職員意識調査」でも、「社会モデル」の認知度に課題があることが明らかになっています。

近年、国連はこれまでの「社会モデル」に代わって、障がい者自身を権利の主体として、より尊重しようとする障がいの「人権モデル(*2)」の考え方をしており、障がい者に対する日本の法律や政策について「温情主義的アプローチ(*2)」であると指摘し、「人権モデル」の考え方に転換するよう求めています。

こうした情勢をふまえ、学校教育では、障がいの有無にかかわらず子ども一人ひとりの人権が保障される環境づくりや、子どもたちに他者を尊重する態度等、多様な人と共生する力を育んでいくことが重要です。そのためには、まず教職員が障がいに関する認識を深める必要があります。

*1 教育については、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されないことがないこと、障がい者一人ひとりにとって必要な「合理的配慮」が提供されること等を定めている。国においては、障がい者を包容する教育制度(いわゆるインクルーシブ教育システム)とは、障がいのある子どもが潜在能力を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにするという教育理念のもと、障がいのある子どもと障がいのない子どもとが可能な限り一緒に教育を受けられるよう配慮することとしている。

*2 「社会モデル」とは、障がいは個人の心身の機能障がい起因とする問題だとする「個人モデル」の考え方に対し、障がいは社会(まわり)に原因や責任があるとする考え方。「人権モデル」とは、「社会モデル」の考え方をしたうえで、障がい者が権利の主体であるという認識のもと、障がい者自身の権利の主張を尊重し、社会を変えていこうとする考え方。

なお、「温情主義的アプローチ」とは、2022年の国連「障害者の権利に関する委員会」による「日本の第1回政府報告に関する総括所見」において、日本の法律や政策に対して使われた言葉であり、「かわいそうだから、できることをしてあげよう」といったアプローチ。障がいの原因や責任、権利の主体がどこ

にあるかという視点が欠如していることが問題とされている。

- *3 「障害者権利条約」では、障がい者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。
- *4 商業等の事業を行う企業だけでなく、個人事業主やボランティア活動をするグループ等も含まれる。
- *5 この条例における「障がい者」とは、障害者手帳を取得している人のことだけではなく、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等で、障がいや社会の中にある社会的障壁によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてを対象としている。
- *6 2016(平成28)年には「三重県手話言語条例」を制定し、ろう者が活躍できる社会と共生社会の実現をめざしている。
- *7 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、社会的障壁を、障がい者にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁(バリア・困りごと)となるようなものをいい、施設や設備(歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障がい物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁)、慣習や文化(音声案内、点字、手話通訳、字幕放送等、わかりやすい表示がないこと等による文化・情報面での障壁)、制度(障がいのあることを理由に資格や免許等の付与を制限するなどの制度的な障壁)、考え方や偏見(人々の無関心や、障がい者を保護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁)としている。

(2) 推進の視点

- 障がい者の権利尊重を基本とする「人権モデル」の考え方に立って、障がい者の人権に関わる問題を解決していこうとする子どもを育むこと
- 「障害者権利条約」の内容をふまえ、障がいのある子どもとまわりの子どもが共に育つことを大切にする
- すべての選択や決定において、一人ひとりの子どもの意思を尊重するとともに、保護者、関係機関等と連携しながら取組を進めること

(3) 具体的な取組

- 障がい者の権利保障に関わる学習の充実
障がい者が権利の主体として尊重され、社会のあらゆる分野で自らの意思に基づいて活動できるように社会を変えることは特別なことでないという「人権モデル」の考え方のもと、事例等をとおして、社会的障壁を除去する合理的配慮やバリアフリー・ユニバーサルデザインの理念を理解する学習を進めることが重要です。さらに、基本的人権として保障されている権利を障がい者が行使できていない実態を認識し、課題解決に向けて主体的に行動する意欲を育む学習を展開することも必要です。
- 共に生き、共に学ぶ環境づくり
学校内や学校間での子どもどうしの交流及び共同学習の充実を図ることで、障がいの有無にかかわらず、経験を深め社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とすることが重要です。その際には、すべての子どもの生き方を豊かにするという視点で仲間づくりを進めることが大切です。また、子どもどうしが身近な社会的障壁を知り、その解消に向けた合理的な配慮を考えることも有効です。これらの取組は、互いに理解し、尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことにもつながります。
- 差別的言動を批判的にとらえるための知識や技能の育成
子どもどうしの中で、障がい者の人権に係る差別的言動が発生している状況に対して、

言動の影響を想像したり、その差別性を見抜いたりするための知識や技能を育むことが求められています。そのためには、障がい者が権利の主体であるという認識を深め、障がいの特性を理解する取組が重要です。また、差別的言動を含めたさまざまな差別に対する障がい者やその家族等の思いに触れ、似たような思いを抱いた経験を振り返ることで、その思いを共感的に理解する取組が大切です。

● 一人ひとりの教育課題に応じた教育内容の充実

学校での子どもの様子を観察するだけでなく、家庭訪問等により、家庭での生活の様子や家族の状況等を把握し、学校だけでは把握できない教育課題を明らかにすることが必要です。また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細かな指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮を提供することが必要です。さらに、保護者や専門機関等と連携するとともに、支援情報ファイル(パーソナルファイル等)も活用しながら、幼児期から学齢期、社会参画に至るまでの一貫した指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぐことが重要です。

● 進路決定に向けた支援の充実

障がいのある子どもが進路を主体的に選択できるよう、校種を越えたつながりのあるキャリア教育(P.73*4を参照)を、自立と社会参画に向けて計画的・組織的に進めることが必要です。また、一人ひとりの希望と状況に合った進路を実現できるよう、企業や大学、地域の関係施設等と連携し、多様な進路を開拓したり、早期からの職場実習の計画や必要な資格の取得の推奨、学力保障のための取組を進めたりすることが重要です。さらに、就労においては、継続的に働けるよう関係機関と連携した定着支援を進めることも大切です。

● 推進体制と教育環境の充実

人権教育推進委員会等代表者と特別支援教育コーディネーターが連携するなど、学校全体で取組を推進する体制をつくることが重要です。また、地域におけるセンター的機能を有する特別支援学校や関係機関等と連携し、教育相談体制を充実させることも大切です。併せて、学校内でのさまざまな行事や活動のバリアフリー化をさらに進めるとともに、ICT機器を活用することで個別最適な学びを保障するなど、教育環境の充実に努めることが求められています。

● 教職員の資質と指導力の向上

「障害者権利条約」「こども基本法」等の内容や「人権モデル」の考え方についての理解を深めることが重要です。その際に大切なのは、障がいに対する自分の認識を問い直すとともに、就労実態等、障がい者を取り巻く現状を知ることです。また、障がい者等と共に活動したり書籍等から学んだりする研修(*8)等をとおして、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりを権利の主体としてとらえ、社会にある障壁をなくしていく教育実践力を身につける必要があります。

*8 県が実施する「こころのバリアフリーセミナー」等の取組を活用できる。また、障害平等研修フォーラムが実施する「障害平等研修」では、障がい者自身がファシリテーターとなり、対話を通じて、障がい者を排除しない共生社会について参加者と一緒に考えていくことができる。

外国人の人権に係る問題

(1) 現 状

国においては、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」)を制定し、ヘイトスピーチをなくすための取組を進めています。しかし、依然として、外国人住民(*1)に対する差別的言動がネット上等で行われており、日本で生活することに不安や恐怖を感じている外国人住民がいます。また、居住(*2)や労働環境等に関わって不利益を被っている実態もあります。さらに、在日韓国・朝鮮人(*3)等の在日外国人が日本で暮らすことになった歴史的経緯等、一人ひとりにさまざまな事情があることが十分に認識されているとはいえない状況も見られます。

三重県には、在日韓国・朝鮮人等の終戦前から引き続き日本に居住する人々とその子孫、ブラジル等の南米出身者や、アジア出身者等、外国人住民が数多く(*4)生活しています。また、公立小中学校等及び県立学校に在籍する外国人児童生徒(*1)は増加傾向(*5)にあります。そのような中、外国籍の子どもが公立小中学校等へ就学を希望する場合、「国際人権規約」「子どもの権利条約」等の規定をふまえ、日本国憲法に基づき無償で受け入れるとともに、就学援助、日本語指導や適応指導等の取組をNP0等と連携して行うなど、教育を受ける権利の保障を図っています。

しかし、外国人児童生徒の中には、就学に関する情報不足、学校の受け入れ体制の不十分さ、保護者の不安定な生活状況、学習言語としての日本語を習得する困難等により、学校に行きづらかったり、高等学校等への進学を断念したりする子どももいます。また、日本語を話せる外国人児童生徒が、話せない保護者を否定的にとらえてしまったり、意思疎通がうまくいかなかったりする事例も見られます。さらに、社会に存在する偏見や差別意識、人種、言語・文化・生活習慣等の違いに対する理解の不十分さを背景に、外国人児童生徒への直接的な差別発言等が学校や地域においても発生しています。これらのことにより、自らの文化的背景やルーツに自信や誇りをもてず、自分のありのままを出せなかったり疎外感を感じたりしながら学校生活を送る子どもがいます。

*1 「外国人住民」「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味するが、本ガイドラインでは日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用している。

*2 「令和4年度 在留外国人に対する基礎調査」(出入国残留管理庁)によると、「家を探すときに差別的な扱いを受けた経験」がある在留外国人の割合は23.8%であった。

*3 「日本に在留する韓国・朝鮮籍の者」を意味する。在日韓国・朝鮮人の国籍については、法務省の「在留外国人統計」において次のように規定されている。在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされている。在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いているものではない。

*4 2024(令和6)年1月1日現在、住民基本台帳に基づく県内の外国籍をもつ人は62,599人で、県内総人口に占める割合は3.56%であった(参考：令和2年「国勢調査」結果より、県2.53%、全国平均1.90%)。国籍も多様になってきており、県内には115の国籍の外国人住民がいる。

*5 国は、労働者不足への対策の一つとして「特定技能」の外国人枠の上限数の拡大や対象分野の追加を行うなど、2024年度以降の5年間で受け入れ外国人数を大幅に増加させる方針を打ち出している。それに伴い、大幅に外国人労働者が増加し、帯同する家族、外国人児童生徒が増加するだけでなく、多国籍化や定住化等が進むことも見込まれる。

(2) 推進の視点

- 日本と外国との歴史的経緯や文化・価値観の多様性についての相互理解を深め、多様な人種・国籍の人が共生する地域社会を築こうとする子どもを育むこと
- 一人ひとりの文化的背景やルーツを尊重し、子どもどうしの関係を深めること
- 一人ひとりの実態に応じた言語・生活・精神面等の支援を充実させることにより、学ぶ力を高め、社会的に自立する力を養うこと

(3) 具体的な取組

● 外国人の人権に関する理解を深める学習の充実

日本と外国との歴史的経緯、外国人住民の生活実態や思い等について理解を深められるよう取り組む必要があります。また、外国人に対する人権侵害や、外国人の人権を尊重する取組の進展等についての学習活動も重要です。その際には、「ヘイトスピーチ解消法」等を取り上げ、在日韓国・朝鮮人等に対する偏見・差別の不合理さやその解消に向けて行動する大切さに気づかせることが大切です。

● 多文化共生社会を築く主体者を育てる教育の推進

言語・文化・生活習慣等の違いから新しい発想を生み出したり、外国人の人権に係る問題の解決に向けて主体的に行動したりする意欲や態度、知識、技能を育む必要があります。そのためには、外国人住民から日本での経験や思いを聞き取る活動、ネットを活用して外国で暮らす人と交流する活動、外国の遊びや料理、習慣等を体験する学習等により、実感をもって多様な文化を理解するとともに、自分にとっての「あたりまえ」を問い直す取組を進めることが重要です。その際、保護者、NPO、ボランティア団体、海外派遣教員等、幅広い経験と知識を有する学校内外の人々や関係機関と連携・協働することで、より効果的な取組にすることができます。また、外国人の日本語がわからないことによる困り感や不安感に気づかせたうえで、相互理解を深めるため、「やさしい日本語(*6)」や外国人が日常生活で使う母語(*7)について指導することも大切です。

● 自尊感情を高める取組の推進

外国人児童生徒が、人種、言語・文化・生活習慣、価値観等をまわりの人から認められ、名前を含めた自らのルーツや生い立ち、家族を肯定的にとらえることができるよう取組を進める必要があります。そのためにも、教育相談を充実させたり、仲間づくりの取組を進めたりすることにより、不安や悩みを話せる環境をつくることが求められています。取組の際には、子どもの実態に応じて母語を活用する機会を設けることも重要です。

● 差別的言動を批判的にとらえる力の育成

ネット上等において、外国人に対する無知や偏見に基づいた差別的言動が発生している状況に対応するため、その差別性を見抜く力やメディアを読み解き活用する力を養う必要があります。そのためには、歴史や現状等に関する理解を深めるとともに、差別的言動を含めたさまざまな差別に対する外国人の思いに触れ、似たような思いを抱いた経験を振り返ることで、その思いを共感的に理解する取組が重要です。

● 進路決定に向けた支援の充実

多言語によるガイドブック (*8) や地域で開催されているガイダンスの活用等により、就学の案内や学校制度、高等学校入学者選抜における「海外帰国生徒・外国人生徒に係る特別枠入学者選抜」等の進学に関する制度、就職差別をなくす公正採用選考等の情報を提供することが不可欠です。また、さまざまな外国人向けの相談機関や大学、企業等の関係機関と連携・協働したり、支援のための取組内容等について スクールソーシャルワーカー (*9) 等と情報共有したりすることが求められています。

● 学習を支援する取組の充実

先進的な実践事例等の日本語指導に関わる効果的な指導方法・指導内容をふまえ、日本語習得状況に応じた学習支援を充実させる必要があります。また、支援員や相談員による日本語や母語の指導、学校生活への適応指導等の充実を図ることが重要です。そのために、外国人児童生徒の学習状況や生活実態を把握したうえで取組を構築したり、家庭や地域、関係機関と連携したりすることが大切です。

● 教職員の資質と指導力の向上

外国人児童生徒が置かれている状況等を保護者、関係機関等と共有する中で、「外国人差別の現実はどこに現れているか」等について話し合ったり、外国人に対する自分の認識を問い直したりする必要があります。また、「ヘイトスピーチ解消法」をはじめ「出入国管理及び難民認定法」等の外国人に関する法令や、外国人差別をなくすためのさまざまな取組 (*10)、日本と外国との歴史的経緯、外国人労働者が増加している社会的背景等についての理解を深めることが重要です。

*6 誰にでも伝わりやすい言葉づかいや話し方・書き方。

*7 ルーツの言語。

*8 県では、三重県国際交流財団と共同で『高校進学ガイダンスガイドブック』を10カ国語で、また『外国人の子どもに向けたキャリアガイド』を4カ国語で作成している。

*9 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する人。問題を抱えた子どもに対し、子どもが置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことができる。

*10 次のような実例がある。法務省と出入国在留管理庁が外国人との共生社会への関心や理解を深めることを目的に定めた「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」。国土地理院が定めた「外国人向け地図記号」。県による「みえ多文化共生シンポジウム」や「避難所における外国人避難者受入訓練」。

子どもの人権に係る問題

(1) 現 状

国においては、「子どもの権利条約」の理念をふまえ、2022(令和4)年に「こども基本法」を制定し、2023(令和5)年に「こども家庭庁」を発足させ、子どもが個人として尊重され、子どもの最善の利益を第一に考えた社会づくりを進めています。また、県においては、2004(平成16)年に「子どもを虐待から守る条例」、2011(平成23)年に「三重県子ども条例(*1)」、2016(平成28)年に「三重県子どもの貧困対策計画(*2)」、2018(平成30)年に「三重県いじめ防止条例」を定め、子どもの人権を保障する取組を進めています。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」では2023(令和5)年度県内の公立小中学校、県立高等学校等における不登校児童生徒数は過去最多(*3)となったことが報告されています。また、県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数(*4)が増加傾向にあります。さらに、厳しい経済状況の中で生活をしている子ども、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を担い「子どもとしての時間」がもてないヤングケアラーに該当する子ども、保護者の信仰している宗教等により人権が侵害されている子どもの実態も指摘されています。

こうした状況が子どもの学力や進路、健康等に及ぼす影響を十分に考慮し、権利の主体として人権保障の取組を進める必要があります。また、直面する課題に他者と協働して主体的に対応する力を養うことも求められています。

*1 2025(令和7)年度より、改正された「三重県子ども条例」が施行される。

*2 2025(令和7)年度より、策定された「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭支援計画」に基づく施策が推進される。

*3 2023(令和5)年度、県内公立学校の不登校児童生徒数は、小学校1,769人、中学校2,799人、高等学校1,023人であった。いずれも過去最多となっている。

文部科学省は2023(令和5)年の「不登校の児童生徒等への支援の充実について(通知)」において、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」「児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」としている。

*4 2023(令和5)年度県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,162件であった。

(2) 推進の視点

- 自分自身が有する権利について学び、自他の人権を守るための実践行動ができる子どもを育むこと
- 「子どもの権利条約」の内容をふまえ、子どもを権利の主体として尊重し教育活動を進めるとともに、自由な意見表明や自主的な活動を保障すること
- いじめ、虐待、不登校等の問題に対応するため、保護者・地域住民や多様な主体との連携を深めること

(3) 具体的な取組

● 子どもを権利の主体として尊重した、人権感覚あふれる学校をつくる取組の推進

子ども一人ひとりが自他の人権を守る実践行動ができる力を育むためには、教育活動全体を通じてすべての子どもの存在や思いが大切にされる学校をつくることが重要です。

そのためには、まず教職員一人ひとりが子どもの権利について理解を深め、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見や考えを尊重し、教育活動を進める必要があります。また、保護者・地域住民と協働した学校づくりを進めることが大切です。

● 子どもの権利に関する学習の推進

「子どもの権利条約」の基本となっている4つの一般原則「差別の禁止(第2条)」「子どもの最善の利益(第3条)」「生命、生存及び発達に対する権利(第6条)」「子どもの意見の尊重(第12条)」をもとに、「生きる権利(健康・医療への権利等)」「育つ権利(教育を受ける権利、休み遊ぶ権利、思想・良心・宗教の自由等)」「守られる権利(虐待・放任からの保護、経済的搾取・有害な労働からの保護、障がいのある子どもの権利保障、少数民族・先住民の子どもの権利保障等)」「参加する権利(意見を表す権利、表現の自由等)」等の自分たちの権利と生活を関連づけて、自らを権利の主体であると実感できる学習を進めることが必要です。

● 自分を見つめ、権利を行使することで、自尊感情を高める取組の推進

家族等の身近な人との関わりや自分の生い立ち等を振り返ることをとおして、子どもが自分を大切な存在であると実感できたり、誇りをもち自分らしく生きようとする態度を身につけたりする取組の推進が必要です。そして、自分自身が有する権利について学び、具体的な場面をもとにその権利を守るための技能を高める学習や、実際に権利を行使する体験活動(*5)が重要です。さらに、社会にある差別等によって自分自身が有する権利を侵害されている場合、その人権問題について考え合う学習を行い、学んだことをもとに保護者や地域住民と意見を交流する取組も大切です。これらのことは、子ども一人ひとりのウェルビーイング(*6)を向上させることにつながります。

● いじめを許さず行動する力の育成

日常生活はもちろん、ネット上においても、「いじめは子どもの心身に重大な影響を及ぼす」という認識のもと、「いじめられる側にも問題がある」という考え方の誤りや「傍観することはいじめにつながる」ということに気づかせることが重要です。また、子どもがいじめやいじめにつながる言動に気づいたとき、信頼できる大人、友だち、いじめに関する相談窓口相談するなど、課題解決のために行動できる力を育む学習が必要です。そのためには、いじめに関する問題を自分の課題として主体的に考えられるよう、学習内容や展開を工夫することが大切です。こうした取組は、ネット上のいじめも日常生活における人間関係から発生するものがほとんどであることから、子どもがネット上のいじめの被害者にも加害者にも傍観者にもならないようにするうえでも大切です。

● 子どもが置かれている状況の把握と組織的な対応

いじめ、虐待、不登校等に対応するためには、その背景にある状況を把握することが不可欠です。そのために必要な取組としては、子どもや保護者との対話、家庭訪問、日記(生活ノート)の活用、教職員間の情報共有等が挙げられます。把握した状況をもとに取

組を構築する際には、保護者、地域住民、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所、児童養護施設、NPO等の民間団体等との連携や、学校間での情報共有を行い、組織的に対応していくことが重要です。

● 安全で安心して過ごせる地域づくり

保護者や地域住民と連携・協働しながら、いじめをはじめとする人権侵害や子どもに対する犯罪等に関わる課題の解決だけでなく、それらの未然防止対策や危機管理体制の整備も行う必要があります。その際には、子どもの活動から「子ども支援ネットワーク」の取組につなげ、地域にある課題や学校のさまざまな教育活動等を保護者や地域住民と共有すること等が有効です。また、子どもと地域との関係を深めるために、体験活動やボランティア活動等の中で地域住民との出会いの場をつくることも大切です。

● 自立をめざすキャリア教育の推進

子どもが社会的・職業的に自立する力を養うためには、多様な人生モデル・職業モデルとの出会いや体験活動をととして、将来の生き方や進路に展望をもてるようにする必要があります。また、教育活動全体をととして、「自尊感情を高める」「多様な人々と協力する」「課題を発見し解決をめざす」取組を充実させることが重要です。その際に大切なのは、仲間との関わりによって本来もっている力を発揮できるようにすること、困難に直面しても粘り強く取り組めるようにすることです。取組にあたっては、学校間で連携を図り、早期から系統的・計画的に進める必要があります。

また、人権が尊重される社会の実現に向けて企業に求められている「ビジネスと人権」(P.73 ★₇を参照)について主体的・対話的な学習を展開することも大切です。

● 学力を保障する学習指導の充実

主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動をととして、子どもが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるようにすることが重要です。そのためには、一人ひとりの学習に参加する権利や意見表明の機会を保障し、互いの考えや気持ちを伝え合い、受け止め合えるような仲間との関係を構築する必要があります。また、家庭環境等の影響で学習意欲が低下している子どもに対して、その背景にある状況を把握し、実態に応じた支援を行うことも必要です。

● 教職員の資質と指導力の向上

子どもが本来もっている力を引き出すためには、「子どもの権利条約」にある4つの一般原則や「こども基本法」「三重県子ども条例」の内容を理解し、子どもを権利の主体として尊重し、取組を進めていく必要があります。また、日頃の取組や子どもとの関わり方が子どもの権利を保障したものになっているかを振り返ることも重要です。

*5 例えば、子どもが「子どもの権利条約」の「子どもの意見の尊重(第12条)」や「表現の自由(第13条)」を行使するための体験活動として、校内行事の内容等や校則の見直しについて子どもたちが議論して実際に意見が反映される活動、子どもたちが「子ども支援ネットワーク」に働きかけて登下校の安全に向けた環境整備を実現する活動や、子どもたちが参画する地域イベントの広報チラシの作成・配布を実現する活動。

*6 「三重県教育ビジョン」では「身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等将来にわたる持続的な幸福を含むもの」「個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念」と明記している。

女性の人権に係る問題

※ 性のあり方を男性・女性に二分する考え方は、LGBTQ等の当事者の存在を考慮しておらず問題であるとの指摘もあるが、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度・慣行が社会に根強く存在しているという課題や女性の自己実現が阻まれている現状があることをふまえ、女性であることによるさまざまな不利益を人権問題として位置づける必要がある。また、LGBTQ等の女性に係る人権問題は、この延長線上で考えることが重要である。

(1) 現 状

国や県では、「男女共同参画社会基本法」や「三重県男女共同参画推進条例」等に基づき、性別等にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めています。国においては、2022(令和4)年に、女性が女性であることを理由にさまざまな困難を抱えることが多いことをふまえ、支援や援助に関する内容の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(*1)」(以下、「困難女性支援法」)を制定しました。また、2023(令和5)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(*2)」(以下、「DV防止法」)を改正しました。

こうした取組を通じて、女性の人権を尊重する意識は高まりつつありますが、依然、家事・育児等の無償労働時間が女性に偏っており、女性が自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現を阻んでいます。そのことが、結婚や出産に伴う女性の離職率の高さや、非正規雇用に占める女性の割合の高さ、女性の生涯賃金の低さにも表れています。ジェンダー・ギャップ指数(GGI)(*3)においても、日本は、特に政治分野と経済分野で男女間に格差が大きいことがわかっています。また、デートDVをはじめとするDV(*4)、性的被害等、職場等におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント(*5)、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の重大な人権侵害も発生しています。メディア等においても、固定的な性別役割分担意識やルッキズム(*6)を助長する表現がいまだに見られます。

女性に対する差別に加えて、部落差別や障がい者・外国人・アイヌの人々等に対する差別を重複させられている女性たちの訴えから(*7)、不利益や抑圧が女性に集中するという課題が明らかになりました。近年、このような不利益や抑圧が集中することでより深刻な問題が生じることを「差別の交差性(*8)」という考え方で論じるようになっていきます。

また、社会と学校とでは女性に対する意識の差がある(*9)ことは、社会における女性差別の実態を教職員が正確に把握しにくい状況をもたらし、結果として女性差別を解消しようとする取組がなかなか進まない一因となっています。

*1 困難な問題を抱える女性とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により、日常生活または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう。

*2 県は、「DV防止法」及び「困難女性支援法」に基づく「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」を2024(令和6)年度末に策定した。2025(令和7)年度より、この計画に基づく施策を推進する。

*3 世界経済フォーラムが算出した「ジェンダー・ギャップ指数2024」では、日本は146カ国中118位であった。そのうち、政治分野の順位は113位、経済分野の順位は120位であった。

*4 配偶者やパートナー等、親密な関係にある、または、あった人からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力。内閣府男女共同参画局の調査(2024[令和6]年)では、結婚や交際経験がある女性の約4人に1人は交際相手から被害を受けたことがあると回答した。

*5 2021(令和3)年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が制定された。法により教育職員等による児童生徒性暴力等はすべて法律違反とされたほか、教育職員等による児童生徒性暴力

等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。

- *6 人間の価値を測るうえで「容姿」を重要な要素とする考え方(この考え方で開催されている「ミスコン」等が現在もある)。それを理由に差別的な言動をとることも含む。
- *7 次のような実例がある。1995年に行われた第4回国連世界女性会議において、部落差別を受けた女性がアイヌにつながる女性(以下、アイヌ女性)や在日韓国・朝鮮人の女性(以下、在日韓国・朝鮮人女性)に、共に差別の重複について活動をするを呼びかけた。その後、2004年から2005年にかけてアンケート調査を実施し、その結果をもとに差別解消に向け関係省庁等に申し入れた。「DPI女性障害者ネットワーク」が、2011(平成23)年に調査を実施して実態調査報告書をまとめ、この活動が「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備に影響を与えた。女性差別撤廃条約日本政府報告審査会にて、2016年にはアイヌ女性が国連人権高等弁務官に女性差別とともに先住民族に対する差別について伝えたり、2024年にはアイヌ女性がレポートを提出したりした。在日韓国・朝鮮人女性が訴えたヘイトに関する2017年の裁判において「複合差別」が認定された。
- *8 国内では、同様の意味で「複合差別」と表現することもある。
- *9 「男女共同参画社会に関する世論調査」(2022[令和4]年11月調査)において、男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、「平等」と答えた人の割合が「社会全体」でみた場合には、14.7%であった。分野別にみると、「学校教育の場」で68.1%、「職場」で26.4%、「社会通念・慣習・しきたり等」で12.9%、「政治の場」で9.6%であった。

(2) 推進の視点

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる暴力を許さず、男女が平等に生きていける社会を築こうとする子どもを育むこと
- 男女が対等の立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会をめざす、男女共同参画の理念をふまえること
- 多様な性のあり方をふまえ、学校生活のさまざまな場面で可能な限り単純に男女に二分する考え方にとらわれない教育活動を進めること

(3) 具体的な取組

● 男女共同参画社会に関わる学習の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、家庭生活における相互協力、対等な立場での社会参画を実現するための学習を推進することが求められています。学習の際には、男女の雇用機会の均等や男女共同参画社会づくり等の女性の権利保障に係る法律の内容やその意義を知ったり、社会や身近な生活の中にある固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行等を問い直したりする学習が重要です。

● 暴力を防止する教育の推進と相談体制の充実

デートDVをはじめとするDV、不同意わいせつやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の性暴力を防止するために、あらゆる暴力を許さない姿勢と、他者の人権を尊重した対等な人間関係を望ましいとする態度やそうした関係を構築するスキルを育成することが重要です。また、性別に関わる人権侵害から自他を守ることができるよう、校内の教育相談体制を充実させるとともに、校外のさまざまな相談窓口やその機能等について知らせることも必要です。取組を進める際は、子どもたちを被害者にも加害者にも傍観者にもさせない視点をもつことが重要です。

● 生命と性を尊重した教育の推進

性と生殖に関わる健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)(*10)が女性の権利

保障には不可欠であるという認識に立ち、男女が互いに身体的特性を理解したうえで、自分自身のあり方や生き方を考えられるよう、生命と性を尊重した教育を推進する必要があります。その際、「生命の安全教育」を含め、自他の身体と人権を守る教育を、教育課程内外のさまざまな活動の中で発達段階をふまえて系統的に指導することが重要です。

● ライフ・ワーク・バランスについての理解の促進

家事・育児・介護等の負担が女性に偏っている現状を変革し、男女が平等に自らの希望に沿った働き方や生活ができる環境を実現するため、ライフ・ワーク・バランス（生活と仕事の調和）についての理解を深める学習が求められています。その際には、ライフ・ワーク・バランスの実現は、個人の人生を充実させるだけでなく、社会全体の発展のためにも不可欠であると気づかせることが重要です。

● 女性の人権を侵害する表現を批判的にとらえる意識や感性の育成

ネット上に固定的な性別役割分担意識を助長するような表現や性暴力を誘発しかねない情報等が流布されている状況の問題性に気づき、批判的にとらえられるよう、メディア・リテラシーを育成することが重要です。そのためには、それぞれの生活のさまざまな場面を振り返り、あらゆる情報に対する自らの意識や感性を問い直す取組を進める必要があります。

● 方針決定への対等な立場での参画の促進

学校のあらゆる方針決定の場において、男女が対等な参画を促進することが求められています。具体的には、PTAや学校関係者評価委員会等の活動が、固定的な性別役割分担意識を前提に行われることのないよう留意したり、女性のPTA会長就任等、方針決定過程への女性の参画を促進したりすることです。

● 家庭・地域と共に進める男女平等の環境づくり

男女共同参画の重要性等について、家庭・地域に情報発信を行ったり、PTAの研修会や各種懇談会、人権教育推進協議会等の場で話し合ったりすることが重要です。

● 固定的な考え方にとらわれない職業観を育む教育の促進

キャリア教育(P.73*4を参照)を進める中で、旧来の「男性の職業」「女性の職業」といった固定的な考え方にとらわれず、一人ひとりの希望と個性、能力に応じた職業選択ができる力を育てることが重要です。

● 教職員の資質と指導力の向上

社会のさまざまな分野で女性が置かれている状況や慣習等を知ることに加え、学校だけでなく社会における女性差別の現状を理解する必要があります。また、教職員自身が固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、男女共同参画の重要性を認識しているかなどについて、職場・家庭等での具体的な言動をとおして振り返る機会をもつことが重要です。さらに、多様な性のあり方に関する理解を深めるとともに、単純に男女に二分する考え方にとらわれず、誰もが安心して過ごせる環境づくりに努めることも大切です。

*10 1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱され、今日、女性の人権の重要なテーマの一つとして認識される概念。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足 of いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。

高齢者の人権に係る問題

国においては、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」、2023(令和5)年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定し、一人ひとりが生涯にわたって幸福を享受できる社会の実現に向けた対策が進められています。また、少子化や核家族化等により家族だけで介護を担うことが困難な状況を受け、高齢者を社会全体で支える取組も進められています。県においても、2024(令和6)年度に策定された「みえ高齢者元気・かがやきプラン(第9期)」等に基づき、高齢者の人権に配慮した社会環境の整備等を進めています。これらにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を図るとともに、高齢者が自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送れるようめざしています。

1950年から年々上昇している高齢化率(*1)は今後も増加すると予想される中、認知症高齢者とともに単身高齢者や要介護高齢者も増加しており、孤立・孤独死、介護による共倒れ等の課題が生じています。また、認知症高齢者をはじめとした高齢者に対する家庭内や施設内での虐待や家族等による無断の財産処分、高齢者をターゲットにした詐欺や強盗事件等も発生しています。

このような状況をふまえ、学校教育を通じ、すべての世代の人々が人とつながりながら、生きがいをもって安心して暮らせる地域共生社会を築こうとする態度を育むことが求められています。

そのためには、認知症高齢者をはじめとした高齢者と交流する活動を通じて、その一人ひとりが固有の経験や知識だけでなく、さまざまな面をもったかけがえのない存在であることを認識できるよう学習を進めることが重要です。高齢者からの話や関連する書籍等から、生きづらさだけでなく、人生を振り返っての思い、人生の最期に向けての思い、子どもたちへの願い等を知る機会をつくることも効果的です。また、高齢化率の将来推計等を資料等から読み取る中で、高齢社会における課題解決のために必要な制度等への理解を深めたり、高齢者の人権に係る問題を解決するための知識を身につけたりする学習づくりも大切です。加えて、これらの学習を進める際には、家族の徘徊に関する不安や家族関係の悪化に関する悩み等について、共に考える仲間づくりも大切な取組として考える必要があります。

*1 総人口に占める65歳以上の割合。1950年の4.9%から上昇が続いており、2024年には29.3%と過去最高となっている。

患者の人権に係る問題

※ 本ガイドラインでの「患者」とは、「元患者」や「感染者」も含む。

※ 本ガイドラインでは、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等を取り上げているが、新型コロナウイルス感染症発生初期段階において、患者や医療従事者等に対して、誹謗中傷等や差別的言動があったことから、学習を行うにあたっては、学校の実態に応じてその他の疾病等についても取り組むことが大切である。

(HIV感染者・エイズ患者)

世界保健機関(WHO)は1988年に、世界レベルでのエイズのまん延防止とHIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別の解消を目的に世界エイズデーを制定しました。これを受け、毎年12月1日を中心に、世界各地でエイズに関する啓発活動が行われています。国は、1998(平成10)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定したに基づき、1999(平成11)年に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を定めるなど、予防と偏見や差別の解消のための取組を進めてきました。また、県においては、県民に大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、2020(令和2)年に感染症の対策とともに、差別の禁止や教育活動等を通じた正しい理解の普及等の必要性を明記した「三重県感染症対策条例」を制定しました。

厚生労働省エイズ動向委員会によると、全国のHIV感染者の新規報告数は、6年連続で減少していましたが、2023(令和5)年には増加に転じている(*1)状況があります。また、依然として日常生活や職場、医療現場等で誤解や偏見等から差別的言動を受けるなどの人権に関わる問題等が発生しています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、HIV感染者・エイズ患者に対して偏見をもったり排除したりせず、共に社会で暮らそうとする子どもを育むことが求められています。また、子どもが自分を守ることができる力を身につける取組も求められています。

そのためには、HIVの主要な感染経路(*2)は性的接触であり、握手、せき・くしゃみ、プール・風呂の共用、飲料の回し飲み等では感染しないことや、もし性的接触等で感染しても、早期に適切な治療を受けることによりエイズの発症を抑えたり感染する前と同様に生活したりできること等を知る学習が必要です。また、HIV感染者・エイズ患者の思いや願い、人権侵害の実態について手記等を通じて知ったり、偏見や差別を解消するためのレッドリボン運動(*3)等の取組について調べたりする学習も重要です。

加えて、保健所等で無料・匿名で検査を受けたり相談したりできること等について伝えることが求められています。

*1 新型コロナウイルス感染症の流行以降減少していた保健所等での検査件数が、回復したことが影響している可能性も指摘されている。

*2 その他、血液感染や母子感染の感染経路がある。母子感染率について、適切な対策が行われていない場合の感染率は15～30%で、適切な母子感染対策を行うことで0.5%未満まで低下させることができる。

*3 1990年頃にアメリカで、エイズによって亡くなった人々を追悼する気持ちと、エイズに苦しむ人々への理解と支援の意思の印として、赤いリボンを身につける運動が始まり、その後、世界的な運動に発展した。レッドリボンは「エイズについて偏見をもっていない」「エイズと共に生きる人を差別しない」というメッセージを表している。

(ハンセン病元患者)

1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が制定され、長年にわたる国のハンセン病患者・元患者に対する隔離政策は終わりました。しかし、その後も元患者やその家族等にとって、社会からの誤った認識や偏見に基づく差別の問題は深刻なままでした。元患者やその家族は、これまで国から侵害されてきた人権を取り戻すためにそれぞれ訴訟を起こし、共に原告勝訴で結審しました(*1)。その結果は、2008(平成20)年の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」や2019(令和元)年の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等の制定につながっています。特に、後者の法律は、国会及び政府が取組を行ってこなかったことを認め、謝罪の意を示すとともに、ハンセン病元患者家族等に対する偏見と差別を根絶する決意を新たにすることが明記されました。

2021(令和3)年に厚生労働省によって設置された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会(*2)」は、文部科学省に対して、「乏しい人権教育の現状」を指摘するとともに、学習指導要領や教科書へのハンセン病問題に関する記述の掲載、学校における授業担当者の教育力向上(*3)の必要性等を提言しました。また、この提言を受けた意識調査が実施され、2024(令和6)年に「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書(*4)」が取りまとめられました。この報告書では、「現在の国からの情報発信をはじめとする各種の人権教育・啓発活動は市民にほとんど届いていない可能性がある」ことや「元患者や家族と直接会うことは、市民がハンセン病問題を『他人事』ではなく『自分事』だと体感する上で極めて大きな役割を果たすが、現在、そのような機会はほとんどない」こと等が指摘されています。

このような状況をふまえ、学校教育では、同じ過ちを繰り返さない社会をつくるためにハンセン病問題の解決に必要な知識をもち、この問題の解決を自分の課題としてとらえる子どもを育む取組を行う必要があります。

指導する際には、厚生労働省作成の啓発パンフレットや法務省作成の人権啓発動画、ハンセン病元患者や家族の手記等を活用したり、外部講師を招いての学習(*5)を設定したりすることが重要です。これらをとおして、隔離政策によって家族と一緒に暮らせなかったこと、療養所での数十年のくらしのこと等を理解するとともに、今もなお実名や家族であることを言えないことをはじめ、元患者の社会への復帰や家族の地域での安心したくらし等が困難な状況にある要因について、主体的に話し合う中で認識を深めるようにすることが大切です。

*1 元患者によるハンセン病国家賠償請求訴訟は1998年に、家族によるハンセン病家族国家賠償請求訴訟は2016年にそれぞれ熊本地方裁判所に提訴し、前者は2001年に後者は2019年に原告勝訴で結審した。また、後者における「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(令和元年7月12日閣議決定)」では、関係省庁が連携・協力し、元患者等が置かれていた境遇をふまえた「人権啓発、人権教育等の普及啓発活動の強化」に取り組むことが明記されている。

*2 ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的に設置され、2023(令和5)年に報告書が取りまとめられた。

*3 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書」では、「新たな差別を教育界で生み出さないためにも、教員が児童生徒と『共に学ぶ』という謙虚な意識で学習に向かうことが何よりも求められる」と明記されている。

*4 調査方法はウェブアンケート調査であり、「報告書の留意点」として次のこと等が記載されている。「アンケート回答者は調査会社の登録モニターであり、全国から無作為抽出によって対象者を抽出する確率標

本抽出調査ではないため、本調査の結果をただちに日本全体に一般化することには慎重になる必要がある」「厚生労働省では、次年度以降に、全国を対象として紙媒体を活用した確率標本抽出調査を実施する予定である」。

*5 令和6年10月1日付け「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について(通知)」において、国立ハンセン病資料館学芸員、元患者の家族の講師派遣について、無料(国費負担)と明記されている。

(難病患者等)

難病(*1)とは原因が不明で治療法が確立されていない疾病であり、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があります。そのため、日常生活や社会生活を送るうえで多くの支障が生じ、患者やその家族の経済的・身体的・精神的負担が大きいことが指摘されています。また、障害者手帳が取得できずその福祉サービスを受けることができない場合もあります。国においては、2012(平成24)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を制定し、難病患者も障がい福祉サービスを受けることができること等を定めました。また、2014(平成26)年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」を制定し、公平かつ安定的な医療費助成制度の確立を図りました。その後、2022(令和4)年に改正され、難病患者に対する適切な医療の充実及び療養生活支援が強化される等、難病対策の充実を図る取組が進められています。

しかし、難病患者やその家族は、難病の症状によってはまわりの人からの理解を得られず、「怠けている」「病気がうつる」等と言われるなど、誤解や偏見に苦しめられている実態があります。また、難病の症状に関する社会の認知度の低さから、就職や結婚等に際しての差別も生じています。その背景には、難病によっては外見では気づけない症状もあることや同じ難病でも症状の程度が人によってさまざまであることが考えられます。

このような状況をふまえ、学校教育においては、難病を正しく理解し、偏見にとらわれることなく難病患者等を援助(*2)し、共生していく子どもを育むことが求められます。そのためには、「難病」というものが存在することを知るとともに、難病患者等の思いや願いに触れたり、難病患者等が強いられるさまざまな負担、直面している偏見や差別の解消に向けて考えたりする学習が必要です。さらに、それらの学習をとおして、患者一人ひとりの意向に沿った援助をすることが大切であることを理解できるようにすることも必要です。

また、難病に限らず、長期にわたって入院したり院内学級に在籍したりしている子どもについては、クラスの大切な一員としてつながりを維持するとともに、医療機関と連携し、学校の支援体制や相談体制を整備することが大切です。

*1 2024年4月の時点で、341疾病が指定難病となっている。

*2 県では2018年より、ヘルプマークをデザインした「ヘルプカード」やストラップを配付している。ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人(義足、内部障がい、難病、妊娠初期の人等)が、配慮を必要としていることをまわりの人に知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマーク。このマークについての学習は、難病患者を含むさまざまな援助や配慮を必要としている人を支援する子どもの育成につながる。

犯罪被害者の人権に係る問題

国においては、2004(平成16)年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等(*1)のための施策を推進しています。県においては、2006(平成18)年に設立された「みえ犯罪被害者総合支援センター」と連携し、相談や病院・警察等への付添い、生活支援、メンタルケア等、犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。2015(平成27)年には「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」を設立し、性犯罪・性暴力被害者等への支援に取り組んでいます。さらに、2019(平成31)年に制定した「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支える社会づくりにも取り組んでいます。

しかし、依然として、犯罪そのものやその後遺症による身体的・精神的・経済的な被害、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担によって、犯罪被害者等が苦しめられている状況があります。また、まわりの人からの誹謗中傷、人権侵害につながる噂やネット上の書き込み、報道取材の二次加害(*2)が深刻な問題となっています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、犯罪被害者等が置かれている状況について理解し、犯罪被害者等が平穏に生活できる地域社会を築こうとする子どもを育てていく必要があります。

そのためには、犯罪被害者等の手記や「命の大切さを学ぶ教室(*3)」における講演等から、被害にあった人やその家族、支援に携わる人々の思いや願いに触れ、犯罪や二次加害等によって受けたさまざまな痛みや身近な存在からの支援の大切さ等について理解する学習が必要です。

また、犯罪被害者等に対する支援体制や法令の意義、さらにそれらの整備が進んでいることについて学習することも重要です。これらの取組を進める際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることや、犯罪被害者等が求める支援や関わりは状況や時期によって一人ひとり異なることを子どもが認識し、自分にできることを考えられる学習(*4)を展開することが大切です。

加えて、子どもの身のまわりにある誹謗中傷、ネット上の書き込み等の問題点について考える学習をとおして、二次加害をしない・させないための想像力や判断力を培うことが求められています。

*1 「犯罪被害者等基本法」において、犯罪等により害を被った人及びその家族または遺族のことと定義されている。

*2 まわりの人が犯罪被害者等をさらに傷つけること。この行為によって、直接的な被害を受けた後に犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等を二次被害というが、このような二次被害も加害者がいるから引き起こされるものである。そのため、これを防ぐには「二次加害をなくす」という視点で考えていかなくてはならないととらえ、ここでは二次加害と表記している。二次加害の一例として、性暴力被害者に「あんな時刻にあんな所を通ったあなたも悪いんじゃないの」等と、被害者の行動を非難したり問題視したりする発言がある。

*3 中学生・高校生等を対象にした被害者遺族の講演等の取組。三重県警察と「みえ犯罪被害者総合支援センター」が共催している。

*4 例えば、交通事故で家族が入院することになった同級生に、どんな支援・配慮をするか等、具体的な場面を設定して話し合う学習。P. 90に掲載の指導資料を参照。

アイヌの人々の人権に係る問題

国においては、2008(平成20)年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。そして、2019(平成31)年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(※1)」(以下、「アイヌ施策推進法」)が制定されました。これらに基づき、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けた取組を総合的・効果的に推進しようとしています。その一環として、2020(令和2)年には北海道白老町に「民族共生象徴空間(※2)」(以下、ウポポイ)が開設されました。

2015(平成27)年に、アイヌの人々を対象にして「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」(以下、「意識調査」)が行われました。また、2022(令和4)年に、日本国籍を有する人々全般を対象として「アイヌに対する理解度に関する世論調査」(以下、「世論調査」)が行われました。その結果によると「アイヌの人々に対して、現在は差別や偏見があると思いますか」という設問に「あると思う」と回答した割合は、「意識調査」では72.1%(※3)、「世論調査」では21.3%でした。差別に関する現状認識において、2つの調査結果の間に差があることは大きな課題です。さらに「世論調査」では、同じ設問に対して「わからない」と回答した割合は49.7%でした。この結果から、およそ半数の国民がアイヌの人々への差別の存在を認識できていないことが明らかになりました。また「意識調査」において、「差別を無くすために必要なことは何だと思いますか」という設問に「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」と回答した割合は80.7%(複数回答)でした。この結果からは、アイヌの人々が学校教育に対してアイヌの歴史・文化の普及啓発等を求めている(※4)ことがわかります。

このような状況をふまえ、学校教育においては、アイヌの歴史・文化を尊重し、アイヌの人々に対する偏見や差別を許さず、共生社会を築こうとする子どもを育むことが求められています。その取組を進める中で、和人(※5)がアイヌの人々に対して行ってきた加害の事実を振り返ることが重要です。

そのためには、アイヌの伝統的な文化や習慣だけでなく、いわゆる同化政策等の歴史、権利回復のための運動、「アイヌ施策推進法」の内容や意義、アイヌの人々の先住民としての思いや願い等(※6)を理解する学習や、現在も残っている差別(※7)を解消する必要性に気づく学習をとおして、自ら学ぶために調べたり、調べたことを発信したりすること等が求められます。また、ネットを活用した調べ学習や「松浦武四郎記念館」(松阪市)の見学等をとおして、アイヌの人々の歴史的な経緯や差別の実態等について知るだけでなく、アイヌの人々の文化やその多様性を受け入れて尊重した松浦武四郎の生き方(※8)に学ぶ学習も大切です。さらに修学旅行等でウポポイを訪ねたり、ウポポイのホームページを活用してアイヌの人々やウポポイで働いている人の映像等を視聴したりすることも有効です。

※1 「差別の禁止(第4条)」 「教育活動を通じての理解の増進(第5条)」等が明記されている。

※2 アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンター。

※3 「あると思う」と回答した人に、その理由を質問した結果(複数回答)は、「漠然と差別や偏見があるイメージがある」(54.7%) 「家族・親族・友人・知人が差別を受けている」(51.4%) 「アイヌが差別を受けているという具体的な話を聞いたことがある」(51.2%) 「経済格差や教育格差がある」(45.9%) 「自分が差別を受けている」(36.6%)であった。

※4 「世論調査」では、「差別や偏見の原因・背景は何だと思いますか」という質問(複数回答)に、「行政や

学校教育におけるアイヌの人々の理解を深める取組の不十分さ」と回答した割合は61.3%であった。

- *5 何代も前から日本列島に住み、日本語を母語として話し、いわゆる日本文化を担ってきた人々をさす。自分たちをアイヌの人々と区別するために用いた語であり、江戸時代後期の文献から記載がある。政府（和人）は開拓政策の中で、先住民族であるアイヌの人々が長く暮らしてきた土地や生活・文化を奪い、民族としての尊厳を傷つけていった。なお、3世紀末に書かれた「魏志倭人伝」に出てくる、当時日本列島にいた民族・住民を呼んだ「倭人」とは、別のものである。
- *6 「サケの特別採捕等の先住民としての権利を認めてほしい」「1880年頃から1970年頃にかけて研究のために掘り起こされたアイヌの人々の遺骨を返還し、謝罪してほしい」等。
- *7 結婚・交際・就職に関する差別、職場・学校での差別的言動、「民族としてのアイヌはもういない」「いまだに山に籠もって熊と暮らしている」といった無知から生まれる偏見、ネット上や街頭でのヘイトスピーチや誹謗中傷等。
- *8 三重県出身の松浦武四郎は「北海道の名づけ親」と呼ばれている。アイヌの人々との交流を深める中で、その文化を理解し、発信した。それによってアイヌの人々が安心して暮らすことができる社会をめざして尽力した。

＜「松浦武四郎記念館の展示資料」[アイヌの人々の尊重]より＞

松前藩の役人や商人による強制的な労働や非道な行為に苦しむアイヌの人々の姿に心を痛めた武四郎は、一つ一つの村を訪ね、名前、年齢、家族構成を記録し、「このままだと、あと10年後にはアイヌの人口は今の半分以上にまで減るでしょう、もし誤りがあれば私は命をかけてその罪を償います」と幕府に訴え、アイヌの人々の生命と文化を守ることに力を注いだ。

刑を終えた人・保護観察中の人の人権に係る問題

法治国家にあっては、刑を終えた人にも人権は認められており、社会生活を安心して送れるようにすべきことが定められています。しかし、現代日本においては、刑を終えて出所した人等に対する就職や住居等に関わる差別が存在し、その人の人権が侵害されるという状況があります。その背景の一つに再犯の危惧が考えられます。そこで、国においては、2007(平成19)年に制定した「更生保護法(*1)」や2016(平成28)年に制定した「再犯の防止等の推進に関する法律(*2)」(以下、「再犯防止推進法」)等に基づき、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援することで、再び罪を犯すことを防ぎ、より安全・安心な社会を実現するための取組を進めています。県においても、「再犯防止推進法」に基づいた「三重県再犯防止推進計画」を2020(令和2)年に策定し、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とした取組を進めてきました。2025(令和7)年度からは、「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」を基本理念とした「第二期 再犯防止推進計画」に基づく施策を推進していきます。

しかし、刑を終えた人・保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別は根強く(*3)、更生をめざす人にとって厳しい状況があります。

このような状況をふまえ、学校教育においては、刑を終えた人・保護観察中の人やその家族を孤立させず、立ち直りを支えることの必要性について理解し、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、更生をめざす人の円滑な社会復帰ができるようにする更生保護の仕組みや「再犯防止推進法」等の法令を知ること、犯罪や非行を防いだり立ち直りを支援したりする活動、それに携わる人々(*4)の思い等について理解を深める学習を展開することが必要です。学習の中で、「社会を明るくする運動(*5)」の一環で行われている作文コンテストに参加することは、この問題についての考えを整理するうえで有効です。また、問題行動を起こした子どもが抱えている不安や悩み等について、共に考える仲間づくりを進めることも重要です。

加えて、福祉等の関係機関と連携した支援や教育相談の充実を図ることも大切です。

- *1 犯罪や非行をした人に対し、生活状況を把握しつつ必要な指導をし、職業や住居の確保に係る支援等を行うことで、円滑な社会復帰を進めることを目的とした法律。
- *2 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をすることを防止するための施策に関する基本的な事項について定めた法律。
- *3 2020(令和2)年の「人権問題に関する三重県民意識調査報告書」によると、「人権問題についての現状認識となくなる見通し」について「差別はあるが、解決に向かう」と回答した割合は「同和問題(部落差別)」「女性差別」「障がい者差別」「外国人差別」はそれぞれ30%以上に対して、「刑を終えた人たちやその家族への差別」は18.5%であった。
- *4 保護司、更生保護女性会、BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会、協力雇用主等の更生保護ボランティア等。
- *5 すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動。

性的指向・性自認に係る人権課題

文部科学省は、2016(平成28)年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を公表し、「自認する性別の制服等の着用を認める」等、学校における支援の事例等を示しました。そして、2022(令和4)年に改訂した「生徒指導提要」には、この人権課題に関する内容を追加し、配慮や支援の具体的な事例等を明記しました。国においては、2023(令和5)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定しました。県においては、2021(令和3)年「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定し、「三重県パートナーシップ宣誓制度(*1)」の運用も開始しています。また、県の各種申請書・証明書等で、無用な性別欄を削除する取組を進めています。

しかし、依然として、社会生活においてさまざまな制約を強いられているLGBTQ等の当事者がいます。また、性的指向・性自認の多様性(以下、性の多様性)に対する根強い偏見や差別があり、自分の性のあり方を隠して生活しているLGBTQ等の当事者もいます。さらに、自殺念慮を抱く割合が高いこと(*2)も指摘されています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合うことのできる子どもを育むことが求められています。このことは、すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりを進めることにもつながります。

そのためには、性の多様性に関わる基本的な知識を身につけたり、LGBTQ等の当事者の思いについて知ったりする学習が求められます。その際に重要なのは、日常生活の中で生きづらさを感じているLGBTQ等の当事者が身近にいることに気づけるようにすることです。また、すべての人の性は性の多様性の一部である(*3)ということに気づくために、自分の性のあり方を見直す機会をつくることも大切です。そうすることで、性的指向・性自認に係る人権課題の解決を自分の課題と受け止め、行動につなげる子どもを育むことができます。

さらに、性のあり方や家族形態を取り扱う際には、多様な性のあり方や家族形態があることに触れることが大切です。日常的に「たより」等の発行物で性的指向・性自認に関わる情報を発信したり、関連書籍や相談機関についての情報を教室等に置いたりすることも重要です。こういった取組を積み重ねることで、性のあり方に関して不安を抱いている子どもが安心でき、困ったときに相談しやすい環境をつくることができます。

とりわけ、子どもからカミングアウト(*4)されたときは、子どもの思いを真摯に受け止め、どのような支援を求めているかを把握する必要があります。また、そのことを打ち明けた人がいるかを尋ね、共に支援することを考えることも大切です。なお、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、その子どもに対し、その意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも忘れてはなりません。自傷行為等のいのちに危険を及ぼす行為がある場合を除き、教職員間や保護者であったとしても、本人に確認しないまま安易に情報を共有することは、結果的にアウティング(*5)を引き起こす原因になることを認識しておかなければなりません。

以上のことに加えて、教職員は、特に子どもは成長段階で性の多様性に関わるとらえ方が変化すること、社会の性の多様性に関わるとらえ方や情勢が変化していくことを認識しておく必要があります。

- *1 お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人(一方または双方が性的少数者)に対して、県が宣誓書受領証等を交付する制度。
- *2 自殺念慮とは「死にたいと思い、自殺することについて思い巡らすこと」。2022(令和4)年に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」には、当面の重点施策として「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つである」ととらえて、理解促進の取組を推進する」と明記されている。
- *3 性のあり方は、SOGIによって多様に表現される。SOGIとは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉で、一人ひとり性のあり方は異なり多様であることを示し、国連等で用いられている言葉。近年は「SOGIESC」という表現も用いられる場合がある。この「E」は性表現(Gender Expression)、「SC」は身体的にさまざまな性的特徴(Sexual Characteristics)をもった女性や男性がいることを示している。
- *4 LGBTQ等の当事者が自分の性的指向・性自認を自覚し、他人に伝えること。
- *5 本人の同意のない暴露。性的指向・性自認等を正当な理由なく他人に伝えること。「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」(第4条)には、性的指向及び性自認を理由とした不当な差別的取扱いだけでなく、カミングアウトの強制や正当な理由のない暴露をしてはならないことが明記されている。さらに逐条解説には、「正当な理由」とは、本人に確認するのを待っていてはいのちに関わるような緊急性のある場合等が想定されると書かれている。

貧困等に係る人権課題

(子どもの貧困)

「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」の結果によると、2021(令和3)年の子どもの貧困率(※1)は11.5%であり、ひとり親世帯では44.5%と半数近くの子どもの該当する状況にあります。家庭の経済状況や環境等により、子どもの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。

県においては、2020(令和2)年に策定された「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念や今後の方針にのっとり取組を進めてきました。そして、国が2023(令和5)年に策定した「こども大綱(※2)」や2024(令和6)年に制定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、県は2025(令和7)年「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」を策定し、取組を進めていきます。

このような状況をふまえ、学校教育においては、子どもの現在や将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされたりすることがないように、経済的困難に起因して発生するさまざまな課題(※3)に対する取組を推進することが求められています。

そのためには、子どもや保護者との対話、家庭訪問、日記(生活ノート)の活用、教職員間の情報共有、福祉等の関係機関との連携等を通じて、貧困の状況にある子どもの生活実態を把握し、そのうえで支援体制を整備していくことが重要です。また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム(※4)と位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な活用を進め、福祉等の関係機関と連携した教育相談や支援を進めることも必要です。さらに、子どもや保護者等の要望を理解し就学援助や修学支援の制度等を活用できるよう情報提供を行うとともに、社会保障制度について理解する学習を進めることも重要です。

加えて、貧困の状況にある子どもが本来もっている力を引き出し、困難を乗り越えられる力をつけていく必要もあります。そのためには、家族等との関わりや自分の生き立ち、日常生活を振り返る活動の中で自分は大切な存在であることに気づく取組や、子どもたちどうして不安や悩み、生きづらさを出し合う中で仲間とともに課題を乗り越える取組、さらに学習に対する意欲を高めていく取組が重要です。併せて、将来の自分の生き方について考えたり、就きたい職業や仕事への関心・意欲を高めたりする取組等をとおして、将来への展望をもてるようにすることも大切です。これらの取組を進めるにあたっては、保護者と連携・協働を図っていくことが不可欠です。

※1 子ども全体に占める、所得中央値の半分に満たない世帯に属する子どもの割合。

※2 「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」及び「子供・若者育成支援推進大綱」に掲げる事項が一括化された。

※3 前計画と同様に「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」においても、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を、病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等と示している。

※4 学校を核として、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、苦しい状況にある子どもを早期に把握し支援につなげる体制づくりを進め、就学支援・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ多面的な支援を行うという趣旨で「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」の中で用いている言葉。

(ホームレスの人権)

※ ホームレスの定義は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」と示されている。なお、本ガイドラインにおける「ホームレス等」の「等」とは、定まった住居を喪失し、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりしている人のことをさしている。

国においては、2002(平成14)年に制定した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(*1)」に基づき、ホームレスの自立を積極的に促しています。また、就業の機会と安定した居住の場所を確保するなど自立支援施策を進めています。

こうした取組もあり、全国のホームレスの人数は年々減少(*2)していますが、コロナ禍を経て、倒産や失業、健康状態、家庭内問題等の事情によりホームレスにならざるを得ない状況にある人は依然として存在しています。また、定まった住居を喪失し、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりしている人もいます。さらに、健康状態の悪化等により仕事に就くことが難しい、連帯保証人が見つからないために住宅を借りることができないなど、一度ホームレス等になってしまうと社会復帰が容易にできないという問題もあります。加えて、ホームレス等に対する偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行事件等も発生しています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、ホームレス等が置かれている状況や支援の必要性を理解し、ホームレス等への偏見や差別を許さない子どもを育てることが求められています。

そのためには、ホームレス等の手記等や支援者の活動をもとに、一人ひとりの事情や自立が困難な状況、自立支援や社会福祉制度の必要性について理解し、自分たちにできることを考え、取り組む学習(*3)が必要です。また、手記等をとおして、嫌がらせや暴力を受けたことによる影響、生命の大切さ等について考える学習も欠かせません。その際には、暴力等の背景には偏見や差別意識があることに気づかせることが重要です。

*1 厚生労働省は、この法律に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策の基本的な考え方や地方公共団体が策定する実施計画の作成指針等を示している。

*2 2024(令和6)年「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」の結果では、全国のホームレス数は2,820人と報告されている。2023(令和5)年3,065人、2022(令和4)年3,448人となっている。この調査は、法律が定義する「ホームレス」を調査客体とし、巡回による目視によって行われている。

*3 例えば、学んだことを保護者や地域住民に発信する体験活動。「子ども支援ネットワーク」を活用し、子どもと大人で意見交流することも有効。

ひきこもりに係る人権課題

※ 本ガイドラインの本文では、「三重県ひきこもり支援推進計画」に合わせて「ひきこもり当事者」と表記する。なお、注釈においては、その出典の表記に従う。

国は、2023(令和5)年に「孤独・孤立対策推進法」を制定したことに基づき、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を策定しました。ひきこもり当事者(*1)とその家族が、必要な支援につながり、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、相談支援の質の向上をめざしています。また、2025(令和7)年に支援のポイント等をまとめた新たな指針として「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～(*2)」を策定しました。支援のめざす姿を、就労や社会参加を含め、自らの意思で生き方や社会との関わり方を決めることができるようになる「自律」と明記しています。

県は、2022(令和4)年に全国初となるひきこもり支援に特化した計画として「三重県ひきこもり支援推進計画(*3)」を策定し、ひきこもり当事者やその家族及び支援者を社会全体で支援していくという考え方のもと、ひきこもり支援を総合的に推進しています。

ひきこもりの原因やきっかけは多種多様で、いじめ、不登校(*4)、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等が複雑に絡み合っており、あらゆる世代の誰にでも起こりうるものです。ひきこもり状態は長期間になるほど固定化し、社会とのつながりを取り戻すことが一層困難になることから、早期に支援につながることでできる環境づくりが重要とされています。一方で、ひきこもりに対して「本人の甘えではないか」「親の育て方が悪かったのではないか」等の誤解や偏見があることで、ひきこもり当事者やその家族が「まわりの人に知られたくない」という心理状態に陥り、支援につながることができず、社会から孤立してしまう状況があります。

このような状況をふまえ、学校教育においては、ひきこもりは誰にでも起こりうるものであることを理解し、ひきこもり当事者やその家族に対して偏見をもたず、支援の必要性を認識する取組が求められています。

そのためには「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」や「三重県ひきこもり支援推進計画」等を活用し、ひきこもり当事者やその家族の思いや状況を理解し、ひきこもりに係る人権課題への関心を高め、社会で支えていくことの重要性について考えを深めるような学習を展開することが重要です。

*1 内閣府が実施した「2022(令和4)年度こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果によると、15～39歳の2.05%、40～64歳の2.02%が、「広義のひきこもり」の該当者であり、全国では約146万人いると推計されている。(「広義のひきこもり」については、この調査の報告書P.162～163を参照)

*2 「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人」をひきこもり支援対象者としている。具体的には「何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族(世帯)」とし、その状態にある期間は問わない、としている。また、2010(平成22)年に策定された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」と併用することを想定している。

*3 県が2021(令和3)年に実施した「ひきこもりに関する実態調査」の結果をふまえ、今後のひきこもり支援施策の方向性等を明示した「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」に基づく施策を、2025(令和7)年度から推進する。

*4 2021(令和3)年に県が実施した「相談支援機関等に対するひきこもり実態調査」の報告書によると、「ひきこもり状態になった主なきっかけ」で不登校の割合が24.7%を占めていた。また、文部科学省は2006(平成18)年度に不登校であった生徒1,604人から、その5年後である2011(平成23)年度の状況について追跡調査をしたところ、5年後の時点で「就学・就労していない」との回答は18.1%であった。これらの調査結果から、不登校からひきこもりが始まる事例は少なくないといえるが、不登校の子どもが多くがひきこもり状態になると考えることには慎重になる必要がある。

インターネットによる人権侵害

国は、2008(平成20)年に子どもを有害情報から守るために「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を制定し、2014(平成26)年には子どもを性被害から守るために「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を制定しました。

また、ネットが普及するに伴い、匿名での誹謗中傷を行うネット上の書き込みが社会問題となり、これにプロバイダ等が対処するため、2001(平成13)年に「プロバイダ責任制限法」が制定されました。この法律によって、ネット上で流通する情報による権利侵害があった場合について、プロバイダの損害賠償責任の制限と発信者情報の開示を請求する手続きが定められました。しかし、この法律は、増加傾向が続く人権を侵害する書き込み等に対して、その削除や発信者の特定・情報の開示、裁判手続き等に関する技術的・経済的・時間的な負担があり、有効なものとなっていない等の課題がありました。そこで、それらの課題の解消をめざして、2024(令和6)年に改正され、名称も「情報流通プラットフォーム対処法」となりました。この改正で、大規模プラットフォーム事業者に対しての削除申出への対応の迅速化とその運用の透明化等と、国に対しての主体的な法運用の徹底化を義務づけました。それらによって、これまでの課題(*1)が軽減されました。

さらに、国が2013(平成25)年に制定した「いじめ防止対策推進法」や、県が2018(平成30)年に制定した「三重県いじめ防止条例」において、ネットを通じて行われるいじめへの対策について明記し、2023(令和5)年に改訂した「三重県いじめ防止基本方針」において、ネットリテラシー(*2)や情報モラルを育む教育の推進を新たに記載しました。

子どものスマートフォン等の所持率の増加に加えて、国のGIGAスクール構想をもとに学校における1人1台端末の整備と活用が進んだことで、子どもがネットを利用する機会が増えています。こうした中、ネットを通じて行われるいじめや子どもどうしのトラブル、個人情報をネット上に公開したために子どもが被害を被ったり事件に巻き込まれたりする事例や、差別を助長するネットへの書き込みや投稿、プライバシー権(*3)の侵害行為、個人や団体への誹謗中傷等、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。また、子どもがネットやSNS等から誤った情報を鵜呑みにしたり、さまざまな偏見をもったりしてしまい、差別事象につながっている事例や自尊心の低下につながっている場合もあります。

このような状況をふまえ、学校教育においては、ネットの特性を理解し、ネット上の情報を批判的に読み解き、適切に活用し発信することで、被害者にも加害者にも傍観者にもならない子どもや、ネットを活用して自他の人権を守る発信者としての子どもを育む取組が求められています。

そのためには、ネット上の情報に誰もが騙される可能性があるという認識をもち、誤ったものや悪意のあるものを含むさまざまな情報を読み解くことができる知識や技能、発信する情報に対する責任感や情報を受け取る他者への想像力、自分に関する情報を自らが管理しコントロールするための知識や技能(*4)等を身につける学習が必要です。その学習の中では、個別的な人権問題との関連について意識して進めることも重要です。

また、ネットを活用した署名や違反報告、SNSを通じての呼びかけ、相談等についての学習をすることで、自他の人権を守る行動につなげることができます。ネット署名等をする際には、個人情報の提供が必要な場合もあるため、そのリスクを理解し、保護者と相談

したうえで行ったほうがよいことについても併せて学習内容に組み入れることが大切です。

保護者とネットに関わる課題を共有し、フィルタリングサービスを含むペアレンタルコントロール(*5)の共通理解を図り、警察や企業と連携して、保護者と共に取組を進めることも重要です。さらに、学校や保護者だけでは解決が困難な事例については、違法・有害情報相談センター等の関係機関と連携することも必要です。

- *1 以前から課題となっていた、民間事業者が書き込みの削除や発信者の情報開示を自らの判断ですることが難しいために裁判手続きが必要であるということについては実質的には変わらず、この課題の解決に向けた取組が今後も必要。
- *2 「インターネットリテラシー」の略。情報を収集・選択・活用できる能力等のこと。「リテラシー」には、「その分野に関する十分な知識や情報を収集し、かつ有効活用できる能力」という意味がある。語源である英単語の「リテラシー」とはもともと「リテラ(文字)」という言葉から生まれたものであり、『読み書き能力』や『識字能力』はすべての人に必要である」という意味合いを込めて使われるようになった。この「すべての人に」という意味合いから、さまざまな領域に適応して、「インターネットリテラシー」や、「〇〇リテラシー」という言葉が使われるようになった。
- *3 かつてはプライバシーの権利が「自分の生活や内面に踏み込まれない権利」であるととらえられていた。しかし、情報化が進む中で、内容にかかわらず自分に関する情報を自分でコントロールできなければ自分を守ることができなくなっており、現在ではプライバシー権を、「自分に関する情報を自分でコントロールする権利」ととらえるようになっている。
- *4 例えば、自分自身を被写体として撮影した写真をそのままSNSに投稿するのではなく、知られたくない場所の特定につながる部分はカットしたりぼかしたりする必要があるという知識や、それを実行できる技能。
- *5 子どもの安全のために保護者がネット利用環境を整えること。具体的には、フィルタリングサービスに加え、アプリの利用管理、利用時間の制限、決済・課金手段の制限等。

災害と人権

2011(平成23)年に発生した東日本大震災では、避難行動時・避難所生活時(以下、災害時)において要配慮者(*1)に援助や配慮が行き届きにくいということが課題となりました。このことを受け、国は2012(平成24)年と2013年(平成25)年に「災害対策基本法」の改正を重ね、避難所における生活環境の整備や避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮について規定しました。そして、その取組にあたっての参考となるよう、2013(平成25)年に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定しました。その後、2014(平成26)年と2021(令和3)年にも「災害対策基本法」を改正し、取組を進めています。

県でも、大規模な災害が発生した場合、誰がどのような状況で避難してきても混乱なく避難所を運営するための手順を示すことを目的として、2003(平成15)年に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を定めました。2020(令和2)年には修正を行い、取組を進めています。

しかし、2016年の熊本地震や2024年の能登半島地震等の大規模な災害が起こるたびに、依然として避難所等において、要配慮者をはじめとした被災者の特性やニーズに応じた配慮、安全確保やプライバシーの確保等の環境整備、避難状況把握の体制の不十分さ等、さまざまな人権問題が発生しています。さらに、災害関連死も大きな課題となっています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、災害時に必要な援助や配慮について理解を深め、自分にできる行動をしようとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、防災ノートや手記等を通じて、要配慮者をはじめとした被災者が直面する困難について理解を深める学習が重要です。その際、災害時において、自分のいのちを守ることを前提にしつつ、日頃からある人権問題が人権侵害として噴出することにも触れ、このようなときにおいても人権を尊重することの重要性を子どもが理解できるようにすることが大切です。加えて、地域の一員として行動できる力を育むために、学校と保護者や地域住民、近隣学校等が連携した防災・減災教育や避難訓練等も大切です。

また、過去の震災発生時にSNS等による偽・誤情報により被災者や行政が混乱する事態(*2)が発生したり、放射能に関わる誤った認識によるいじめがあったりしたことをふまえ、メディア・リテラシーを育むための学習も必要です。

*1 「災害対策基本法」では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」としている。「その他の特に配慮を要する者」として、外国人・子ども・女性・患者・LGBTQ等の当事者・ひきこもり当事者等が考えられる。

*2 次のような実例がある。熊本地震の際には「動物園からライオンが逃げた」という情報が拡散され、被災者が避難所への移動をためらった。また、能登半島地震の際には、被災者を装って存在しない住所へ救助要請する情報が投稿され、行政が対応に追われた。

北朝鮮当局による拉致問題等

1970年頃から1980年頃にかけて、北朝鮮当局(*1)による日本人拉致が多発しました。2002年の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に至っていません。2024年現在、日本政府は17人を拉致被害者として認定しています。拉致の可能性を排除できない行方不明者(*2)も多数います。そのうち、三重県では4人いる(*3)と考えられています。拉致は、日本の主権と国民の生命・安全に関わる問題であると同時に、重大な人権侵害です。日本は、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。

しかしながら解決に向けた進展がないまま、被害者家族の高齢化がますます進んでいます。このことをふまえ、学校教育においては、北朝鮮当局による人権侵害である拉致問題について子どもたちが関心をもち、理解と認識を深めることが求められています。

そのためには、拉致問題対策本部制作のアニメ「めぐみ」等を活用し、子どもが、拉致はさまざまな人権を侵害する行為であることを日本国憲法・世界人権宣言等と関連づけて学習することが重要です。また、拉致被害者及びその家族のさまざまな言葉や行動をもとに学習することも大切です。アニメ「めぐみ」には、拉致被害者家族等が「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」を発足させ、マスメディアや政府に働きかけて国内外に幾度となく訴えを重ね、状況を少しでも打破しようとする数十年にわたる活動の姿も描かれています。ここから、奪われた自他の人権を取り戻そうとする実践行動の一つの姿を学ぶこともできます。

さらに、拉致問題を含め、国家等の権力による人権侵害は絶対に許されないことに気づけるようになる学習も重要です。

取組を進めるにあたっては、拉致問題は朝鮮半島につながりのある人々や北朝鮮で暮らす人々に責任を帰する問題ではないことを明確にし、それらの人々に対する偏見や差別を生まないようにすることが重要です。特に授業を行う際には、朝鮮半島につながりのある子どもがいることを想定して発問等を考慮したり、その子どもに対して拉致問題等を理由としたいじめや差別的言動が発生しないよう注意したりすることが必要です。

*1 日本は、朝鮮民主主義人民共和国(通称:北朝鮮)を国家承認していないため、いわゆる「北朝鮮政府」を「北朝鮮当局」と表現している。

*2 日本の警察は「特定失踪者」と呼び、2024年3月時点で871人いるとしている。そのうち、540人をホームページで公開している。また、民間の特定失踪者問題調査会は、2025年1月時点で289人を公開し、パンフレットやポスターに掲載している。

*3 三重県警察のホームページでの公開者数で、非公開者数は不明。特定失踪者問題調査会では4人公開、2人非公開としている。